

令和4年第6回平取町議会定例会（開会 午前9時30分）

議長

皆さんおはようございます。只今より、第6回平取町議会定例会を開会いたします。只今の出席議員は11名で会議は成立いたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、10番松澤議員と1番櫻井議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことについては、9月14日に議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。1番櫻井議員。

1番
櫻井議員

本日招集されました令和4年第6回平取町議会定例会の議会の運営につきましては、9月14日に開催をいたしました議会運営委員会において協議をし、会期につきましては、本日21日と明日22日の2日間とすることで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日から明日9月22日までの2日間とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日9月22日までの2日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より令和4年7月分の出納検査結果報告、また、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等の監査結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。次に、日高西部消防組合議会、平取町外2町衛生施設組合議会に関する報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。次に、郵送による陳情及び閉会中の諸事業について配付資料のとおりご報告いたします。以上をもって諸般の報告を終了いたします。

日程第4、行政報告を行います。1、令和4年度平取町表彰について説明をお願いいたします。副町長。

副町長

令和4年度平取町表彰について報告をさせていただきます。別紙1を用意いたします。まず、功労表彰者でございますが、産業経済功労賞として、紫雲古津の津川司氏でございます。津川氏は、平成27年から2期6年にわたり平取町商工会長として各地区の商工まつりを活性化し、人口減少に対応した地域活性化策を会員と共に作り上げ、財政健全化により商工会経営の安定を図るとともに、懸案事項であった地区会の全地区一本化への道筋をつけられ、地域産業の振興発展に大きく貢献されました。

続いて、社会福祉功労彰として、荷菜の原田重夫氏でございます。原田氏は、荷菜自治会長を平成20年から14年の長きにわたり務められ、その間、自治

振興会副会長を4年、会長6年歴任され、数多くの委員等を歴任され、幅広い分野において町行政及び地域の振興発展に大きく貢献されました。

続いて、教育文化功労賞として、荷負の川奈野一信氏でございます。川奈野氏は、アイヌ語教室運営委員会の委員長として、17年にわたり活動の中心的役割を担われ、昭和45年から半世紀以上の長きにわたり、現在の平取アイヌ協会の理事として協会運営の活性化に尽力されるとともに、平取アイヌ文化保存会の役員も歴任し、後進の指導や様々なメディアを通して地域のアイヌ文化を積極的に発信され、アイヌ文化振興発展に大きく貢献されました。同じく、教育文化功労賞として、振内町の村上一彦氏でございます。村上氏は、平成10年から21年間の長きにわたり、平取町スポーツ少年団本部の会長、副会長として当町のスポーツ振興に貢献され、退任される本年5月まで生涯学習委員として、生涯学習委員会の青少年健全部会長として社会教育活動の振興発展に大きく貢献されました。裏面をご覧ください。

次に、貢献表彰でございます。自治貢献賞を統計調査員として、25年の旭の溝渕隆氏、荷負の浅道節子氏、紫雲古津の津川英樹氏、貫気別の粒来政美氏となっております。また、社会福祉貢献賞として、消防団員として30年の荷負の川上貴史氏、貫気別の互野由紀男氏、振内町の中川輝昭氏、同じく消防団員として20年の長知内の川奈野千昭氏、貫気別の丸山久志氏、交通安全指導員として20年の長知内の日川敏雄氏、去場の木田眞一氏、振内町の齋藤武氏、交通安全婦人指導員として30年の振内町の川奈野榮子氏となっております。

以上、令和4年度平取町表彰についての報告をさせていただきます。

議長

続きまして、2、農作物の生育状況について説明を求めます。産業課長。

産業課長

農作物の生育状況についてご報告いたします。本日配付しました別紙2をご覧ください。こちらの資料であります。今月6日に平取町農業協議会主催による町内の農作物の圃場を巡回し、生育状況調査で使用したもので、9月1日現在の状況となります。本年の気象概況及び主要作物の生育状況であります。水稲、苗を作付する5月下旬から6月にかけて低温、寡照に見舞われましたが、6月中旬以降は、気温は平年並みだったものの曇天多雨が続き、作柄は緩慢に生育が進んでおりました。7月中旬以降は、平年並みの日照と高温となり、登熟進度は順調に回復し、成熟期は平年よりも2日早まっており、既に町内各地域において、先週あたりから収穫作業が進められております。

牧草につきましては、1番牧草の生育は平年並みに進んでおりましたが、収穫作業が断続的な降雨の影響により、一部で適期な収穫が出来ず栄養価の低いものが見受けられました。また、2番牧草も1番牧草の大幅な収穫作業の遅れと引き続き降雨の影響により、生育は停滞したまま収穫作業を迎えており、家畜生産者にとっては、冬場から春先にかけて家畜に供給する粗飼料不足が懸念されているところであります。サイレージ用とうもろこしにつきましては、6月

の大雨の影響により、生育不良の圃場が一部見受けられましたが、7月以降、平年より高温に見舞われ、登熟は順調に進み、平年並みの作柄であります。続いて、トマトの出荷状況であります。直近の9月7日現在で、数量が8856トン、金額は28億8900万円、単価は326円と、前年に比べますと数量が伸び悩んでいる状況であります。これは、今年の気候が6月から8月にかけて曇天多雨であったために、灰色カビ病など病害が多発してしまい、減収の要因となっています。価格につきましては、前半安値で推移しておりましたが、8月以降は回復し、トータル前年を上回る状況であります。今後、出荷量が伸びないと前年並みの成績には厳しいかと思われま

す。続いて、水稻の作付状況であります。品種別作付面積で見ますと、ななつぼしが全体の55.8%、258.5ヘクタールとなっており、前年より4.6ヘクタール減少しております。次に、ゆめぴりかは全体の37.7%、174.8ヘクタールとなっており、前年より3ヘクタール減少しております。作付面積は、全体で見ますと昨年に比べ8.8ha減少し、合計463.5ヘクタールとなっております。これは、令和2年産、令和3年産と主食用米の需要の動向が減少し飽和状態が続いており、米価もなかなか上がる見通しが見えず、また、水田活用の直接支払交付金制度の見直しといったことが要因に挙げられます。

次に、今年の収量の見込みですが、8月下旬に普及センターにより行われました不稔調査におきましては、不稔歩合が平取町で、ななつぼしが3.5%、ゆめぴりかが2.1%となっており、穂数は平年並みではありますが、一穂粒数が平年よりも多く、不稔歩合でいきますと、全体的に平年を上回る収量の見込みであり、出来秋を迎えられそうであります。続いて、北海道の水稻作柄についてですが、北海道農政部によりますと、9月1日現在、北海道全体及び日高管内はいずれも登熟は順調に進み、生育は平年よりも早く推移している状況であります。以上で、農作物の生育状況についての報告を終わります。

議長

続きまして、3、平取町教育行政に関する報告について説明を求めます。教育長。

教育長

令和4年6月定例議会以降における諸般の教育行政について報告をいたします。初めに町内の小中学校の状況について報告いたします。

中体連日高地区大会は7月1週目、2週目に管内各町で実施され、この後報告いたしますけれども、平取中学校から地区大会を勝ち抜いた生徒4種目13名が全道大会に出場しております。大会自体もコロナ感染防止対策を実施し、競技によっては無観客の対応をしながら、また学校においても普段の練習から感染防止対策を行いながらという厳しい状況の中、全道大会出場という栄誉を勝ち取った生徒、また惜しくも地区大会で敗れた生徒にとっても、ここで頑張った経験が今後それぞれの成長の糧となることを期待するところであります。

7月13日には議長、議員の皆様、町長、副町長をはじめ各課長に絶大なるご

協力をいただき、初めての小学生議会を開催し、町内各小学校から10名の小学生議員がまちづくりや行政に対する質問を行うとともに、議会の仕組みや役割を学習することが出来ました。また、当日は町内小学校6年生、複式の学校においては5、6年生が議会を傍聴し、学校代表の友達の質問や町からの答弁に熱心にメモをとるなど、大変有意義なものとなりました。今回実施した内容について、議員の皆さんからも改善点など伺っておりますので、それをもとに次年度以降の実施について検討してまいりますのでご理解をお願いいたします。7月19日には、中体連全道大会へ出場する生徒の激励会を中央公民館で実施し、町長から激励の言葉をいただいたところであります。7月21日から25日まで町内小中学校では終業式が行われ、夏季休業に入っております。夏休み中は子どもたちに事件事故もなく、8月19日までに各学校で2学期がスタートしたところでありますけれども、7月中旬以降、全国的にコロナウイルス感染症の第7波が始まり、平取町においても子どもたちの感染や家族の感染に伴う濃厚接触が増加し、出席停止となる児童生徒や教員、学校関係者も多くなったところであります。8月18日から20日の日程で振内中学校の修学旅行が実施され、函館・ニセコ方面で研修をしてきたところでありますけれども、1名、家族からの濃厚接触者となった生徒がおり、不参加となっているところでございます。他の生徒、引率教員については、抗原検査キットを使いながら万全の体制で修学旅行を実施したところであります。帰町後には経過観察期間として4日間、3年生及び引率教員については学級閉鎖、自宅待機としているところでございました。8月25、26日には町内小学校の合同の修学旅行が予定されておりましたが、町内及び道内研修先でのコロナ感染者の急拡大により、延期としたところでございます。なお、延期の期日については10月26、27日としており、何とか実施できる状況となることを願うところであります。また感染者増加により、振内小学校の3、4年生学級で8月23日から、平取小学校5年生学級で8月29日から学級閉鎖を行っております。町内における学習活動については、感染予防策を徹底しながら実施することとしており、小学生の町内社会科見学会を既に行っており、今月行われる中学校の学校祭、文化祭、来月実施予定の小学校の学習発表会についても、感染防止対策、参加者の制限、内容の検討、時間短縮などを考慮し実施をしていきます。

次に、町内小中学校におけるいじめ問題に関する児童生徒への実態把握調査結果についてであります。資料1のほうを見ていただきたいと思います。訂正箇所が1箇所あります。1ページ目の紫雲古津小学校の段、一番右側ですけれども、苦しんで悩んだりして心が傷つく、いじめはどんな理由があっても許されないことだと思いませんか、という質問で3年生の欄が6となっておりますけれども、4の間違いですので訂正のほうをお願いします。その下、合計の欄にもありますけれども、こちら24となっておりますけれども22です。申し訳ありませんけれども、訂正のほうよろしくをお願いします。

北海道教育委員会が行っております直近の調査といたしまして、本年7月にお

けるアンケート調査の結果となり、町内小中学校児童生徒345名の回答状況となっております。今年4月からアンケート回答日までの間に、嫌な思いをしたことがあるかという問いに対して、あると回答したものは45件でありました。内容としては小学校が41件、中学校は4件。いじめの内容としては、仲間外れ、無視が12件、軽くぶつ叩くが11件、酷くぶつ叩くが9件、いたづらが4件、悪口が17件、恥ずかしいことや危険なことの強要が4件、メールやSNSの悪口や仲間外れが1件、その他が4件となっております。また心配される点としては、嫌な思いをした時に誰に相談するかという質問に対して、相談しないと回答した子が39人いたということで、実態把握という面では遅れる可能性があるということで、各学校にこの点の対応について指導しているところでございます。これらの嫌な思いをしたと回答したものにつきまして、6月調査時点においても引き続き嫌な思いをしている等の回答については19件でありました。この点につきましても当該学校での状況の把握をし、聞き取り等を行い、既に解決をしているところでございます。些細なことから重大な事案になることもありますので、学校では適切な対応をとっている状況であります。また教育委員会としては、各学校にいじめ案件が出たものが、学校の何か評価を落とすものではなくて、いち早く察知することが重要であるというようなことで指示をしているところでございます。教育委員会では、平取町いじめ防止基本対策基本方針を策定、また各学校におきましても学校いじめ防止基本方針を策定し、それに基づきながら対応をしているところであります。またいじめについての家庭及び地域からの情報収集について、全ての学校において実施をしており、教職員の共通理解を図る職員会議や校内研修についても実施をしてきているところであります。このようにいじめの未然防止に努めているところでありますけれども、子どもたちの受け止め方も多様でありますことと、嫌な思いをしたことがあるかという質問から、アンケート調査にありましては、はいという回答が多く出ているような状況と認識しております。いじめの早期発見、早期対策の観点から、有効なアンケート調査となっているというふうに思っております。またいじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますかの問いに、いいえとの回答が9件、わからないが38件ありました。教育委員会としましては、各学校でもいじめは絶対に駄目という様々な取組を行っているにも関わらず、このような回答があることを深く重く受け止め、引き続き、いじめ根絶に向けた指導の徹底に努めるよう、各学校に対し指示をしているところであります。新聞等の報道でありますとおり、旭川市のいじめ問題で子どもの命が奪われるというような事案があったところであります。なかなか原因等について、まとまらなくて長引いている形になっておりますけれども、当町においては、いち早くいじめについて察知しながら対応していきたいというふうに思っておりますし、子どもたちに寄り添った対応をしていきたいというふうに考えているところでございます。教育委員会としましては、各学校でもいじめは絶対に駄目だというような様々な取組を行っているにも関わら

ず、いじめは許されないことだと思ふかという回答に、毎年50件ぐらいのいえ、またはわからないという回答があるということのを重く受け止めるところでございます。教育委員会及び全ての教職員は、いじめはどの学校、どの学級、どの児童生徒にも起こり得るものという認識のもとに、いじめ防止と解消のために万全を配慮し、児童生徒がいじめのない明るく楽しい学校生活を送ることができるよう努めてまいります。

次に、北海道中学校体育大会出場結果についてであります。今年度平取町から全道大会の出場につきましては、平取中学校から4競技、団体戦1チーム、個人戦8名が出場をしております。参加種目については柔道女子個人、バドミントン男子団体と男女個人、剣道男子個人、卓球男女の個人となっております。結果につきましては、資料2のとおりとなっておりますので、お目通しをいただきたいと思います。剣道男子個人で、平取中学校2年生の川上夢太さんが全道大会で優勝し、全国大会に出場をしております。全国大会では、釧路市で行われ、2回戦で惜しくも破れておりますけれども、まだ2年生での全道優勝ということで、来年さらなる成長を期待するとともに、それぞれの選手の今後の活躍に期待をするところであります。

最後に、公営塾平取義経塾のカウンセリング状況についてであります。資料3のほうを見ていただきたいと思います。8月1日現在で125名がカウンセリングを受けている状況であります。内訳としては、中学1年生が32名、これは平中26名、振中6名。中学2年生が24名、平中20名、振中4名。中学校3年生では37名、平中が31名、振中が6名となっており、平取高校生は1年生が9名、2年生が9名、3年生が14名で全部で32名となっております。中学生のカウンセリングを受けている生徒は93名ということでございます。平取町全体で中学生が124名、高校生が43名となっておりますので、中学生で75%、高校生で74.4%の生徒が通っているというような状況となっております。以上、本定例会における教育行政報告といたします。

議長

以上で行政報告を終了いたします。

日程第5、一般質問を行います。各議員からの質問事項はお手元に配布したとおりであります。6番萱野議員を指名します。6番萱野議員。

6番
萱野議員

ソーラーパネル、太陽光発電を設置する場合の制限についてということでお伺いいたします。一つ目、平取町内でソーラーパネル、太陽光発電を設置する際、1万平方メートルを超える場合と1万平方メートル以下の場合、設置者の手続方法の違いがあるか伺います。

議長

まちづくり課長。

まちづく

平取町は、平成16年に国が制定した景観法に規定される景観行政団体に平成

り課長 18年10月1日に移行をしております。平成19年には平取町景観づくり条例を制定し、併せて施行規則の制定及び景観計画を策定しております。この景観計画においては、景観計画区域及び良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項を定めることとなっております。平取町はこの計画の中で1万平方メートル以上の土地利用に対し、保全措置の方針が定められているという状況となっております。したがって、ご質問にあった1万平米以上の土地にソーラーパネル等を設置しようとする場合には、届出対象行為に該当しますので、着工の30日前までには届出が必要となっております。以上です。

議長 6番萱野議員。

6番 萱野議員 それで二つ目なのですが、出力1千キロワットを超える、いわゆるメガソーラーを設置する場合の手続を伺います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 メガソーラーと言われる、今お話があった1千キロワット以上、1メガワット以上のソーラーパネルの設置につきましては、想定される敷地面積が先ほど説明をした1万平方メートルの届出が必要ということでお話したのですが、メガソーラーを設置となると、通常この倍以上の面積が必要になるということで、2町以上の面積が必要になることが想定されますので、先ほどのご質問と同じく着工30日前までに届出が必要になってくるものと考えます。以上です。

議長 6番萱野議員。

6番 萱野議員 次、三つ目なのですが、平取町は先ほど景観づくり条例を持っていると。これは近江八幡というのが茅葺（かやわら）で第1号、日本ではこの平取町は4番目、北海道は1番目ということになっております。景観づくり条例を持ち、なおかつ、現在は文化的景観の第4次選定の申請を来年7月に予定していると聞いています。町内の国道や道道沿いにソーラーパネルが設置されると景観を著しく損なうケースもあります。例えば、荷葉であるとか、二風谷であるとか、長知内等でも道路沿いにソーラーパネルが見受けられます。景観条例に基づいて景観計画をまちづくり課で策定しますが、国道沿いあるいは道道沿いの民有地であっても景観を著しく損なう場合は、景観計画において制限出来ないかを伺います。

議長 まちづくり課長。

まちづくり 現状、平取町景観づくり条例では町全体を景観の計画区域としております。施

り課長

行規則及び計画において、先ほど申し上げたとおり1万平米以上について、具体的には木の伐採等の開発行為を伴う土地利用について届出が必要になっておりまして、規制の対象となっております。さらに指定景観計画区域については、建築物工作物の新設や増築、改築に関する行為の制限も可能というようにつくりとなっております。この指定景観計画区域の範囲等、具体的な対象物の指定及びその抑制規制に関する数値化を図るということを行えば、ご質問にあった景観を損なう可能性がある行為等の制限を強める調整はできるものと考えております。特に太陽光発電設備については、その適正な設置と自然環境との調和を図るために、設置等規制することを目的とした単独の条例を制定する自治体も多くある状況です。しかし、一方で脱炭素に向けた取組を進める上で、太陽光は重要な低炭素の国産エネルギー減という側面もあって、それぞれの施策の立場から検討する必要があると考えております。有識者等の意見も伺いながら、今後において景観計画の変更を視野に協議検討をしていきたいと考えているところです。また質問にあった重要文化的景観の第4次選定においては、民有地が選定されることも考えられますので、先例を参照しながら脱炭素施策との整合性等も考慮しつつ、沿道の景観について配慮を求める必要があると考えております。景観審議会、重要文化的景観の保全委員会等でも意見を伺って、平取らしい魅力ある景観形成が図られるよう、景観計画の議論と並立で進めていきたいと考えております。以上です。

議長

6番萱野議員。

6番
萱野議員

今の答弁を聞くと、積極的に規制をするという方向で検討しているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

具体的な数値化をもって、例えば、今後の検討にはなってくると思うのですが、例えば重要文化的景観の第4次選定エリアが決まったというふうになれば、そこをその指定区域としまして、そこにより具体的な太陽光の規制を設けるということも可能です。先ほど申し上げたように、太陽光に関して独自の条例を立てている例も全国的には200例以上ありまして、完全に禁止の区域を設けているというような自治体もございますので、当町の先ほど言った脱炭素政策と併せて、うちの町の景観を維持するためにどの程度の規制がふさわしいものかということとか、そのエリアの指定に関しては、これから具体的に先ほど申し上げたとおり第4次選定の議論と併せて進めていければと考えているところです。以上です。

議長

6番萱野議員。

6 番
萱野議員

話がわかりましたので、なるべく景観を損なわないような方向で、平取町でやっていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上で終わります。

議長

続きまして、2番木村議員を指名します。2番木村議員。

2 番
木村議員

今日は、通告のとおり質問させていただきます。まず一つ目として、学童保育の実施状況についてお聞きしたいと思います。町では子育て支援対策の一環といたしまして、共働き家庭等の小学校に就学している児童の放課後等の適切な遊び場や安心安全な場所づくりとして、保健福祉課が所管するびらとり児童クラブ、ふれない児童クラブがあり、生涯学習課では、紫雲古津、二風谷、貫気別で放課後子ども教室を行っているところであります。まず一つ目としまして、令和3年度及び現在の各クラブ、放課後子ども教室の利用状況を聞きたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

保健福祉課長。

保 健 福 祉
課 長

保健福祉課が所管しますびらとり児童クラブ、ふれない児童クラブは、放課後児童クラブ、学童保育として小学校の児童が放課後などにおいて、保護者が共働きなどにより不在となる家庭にかわり、適切な遊びと生活の場を与えて健全な育成を図ることを目的として、事前登録が必要となっております。各クラブの利用状況ですが、びらとり児童クラブの令和3年度の登録児童数は45名。平取小学校の1年生から3年生までです。1日の平均利用児童数が平日29名、土曜日6名、長期休業中13名です。令和4年度は、登録児童数51名。4月から8月までの平均利用児童数が、平日が33名、土曜日が5名、長期休業中が18名となっております。続いて、ふれない児童クラブの令和3年度の登録児童数が27名。振内については、振内小学校の1年生から6年生までとなっております。1日の平均利用児童数が、平日14名、土曜日4名、長期休業中が5名です。令和4年度は登録児童数26名。4月から8月の平均利用児童数が平日が15名、土曜日が4名、長期休業中が6名となっております。児童クラブの利用定員、一単位と呼ばれておりますけれども、条例でおおむね40人以下とするとしていることから、びらとり児童クラブについては、登録児童を1年生から3年生としているところでございます。各クラブの利用状況については、以上となります。

議長

2番木村議員。

2 番
木村議員

今、課長のほうから説明あって、利用人数のほうは教えていただいたのですがけれども、これ今、実際ひとつ40人という話がありましたけれども、状況的に今、

定員に関しては、これは要するにもういっぱいいっぱいという考え方でいいのですか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

4年度は登録が51名ということで、先ほど申し上げたとおり平日の平均が33名で、40名を超えている日も4年度はあります。そういう利用者数を見ると、おおむね40人としていますが、かなり登録児童数51名というのは多い状況というふうに認識をしています。

議長

2番木村議員。

2番
木村議員
議長

わかりました。

放課後子ども教室について説明、生涯学習課長のほうからお願いいたします。

生涯学習
課長

放課後子ども教室については、平成21年度から始まり、文部科学省の学校家庭地域連携協力推進事業費補助金を活用し運営されております。運営体制といたしまして、各地区にコーディネーターを1名配置し、安全管理員につきましては貫気別地区で5名、二風谷地区で3名、紫雲古津地区で3名登録されており、通常は2名から4名の体制で運営されております。開設につきましては、学校の授業が行われている日であり、基本は午後2時から午後5時までの開園となっており、年間約200日開設しております。各地区の子ども教室の利用実績につきましては、令和3年度は、紫雲古津の登録者数は36名で全児童が登録しており、年間の延べ利用者数は6106名で、年間開設日数は192日となっております。二風谷につきましては、対象児童17名中16名が登録しており、年間の延べ利用者数は2023名、年間開設日数は191日となっております。貫気別につきましては、登録者数は33名で全児童が登録しており、年間延べ利用者数は3242名で、年間開設日数は191日となっております。令和4年度につきましては、8月31日現在の数字となっておりますが、紫雲古津の登録者数が37名で全児童が登録しており、利用者数は2476名で、開設日数は76日となっております。二風谷につきましては、対象児童17名中16名が登録しており、利用者数は789名で、開設日数は73日となっております。貫気別については29名で全児童が登録しており、利用者数は1122名で、開設日数は70日となっております。以上となります。

議長

よろしいですか。2番木村議員。

2番

わかりました。今、児童館と放課後子ども教室とご説明いただいたのですが、

木村議員 2番目としまして、児童館の利用について、登録児童と開設時間内に自由に利用できる児童ということで受入れています、例えば夏休みの期間中、昼食のとり方や保護者の送迎などの対応について違いがあるのか、ちょっとそこら辺を教えてください。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 ふれあいセンターの二階は、びらとり児童クラブの登録児童と児童クラブに登録していない児童館を自由に利用する児童を職員が兼任して受入れを行っております。夏休み期間を例に違いを挙げますと、昼食のとり方は登録している児童については、お弁当を持参して2階の部屋で取り、登録していない児童については、12時から13時までの間、児童館が昼休みで閉館となっておりますので、一度退出して帰宅するか、ほかの場所で食事をとることになります。保護者の送迎については、登録児童は子どもを預かる責任として確実に家庭に引き渡すため、必ず保護者の迎えが必要になりますが、登録していない児童については、自由に来館して保護者の迎えがなくても好きな時に帰宅することが出来ます。規定については、びらとり、ふれない児童クラブは条例で配置職員数や利用定員などを定め、実施要綱で開設時間と休館日を定めております。児童館については、平取町ふれあいセンターびらとり設置条例で開館時間と休館時間を定め、児童クラブ、児童館それぞれ保護者にわかりやすいように利用の仕方を作成し、その中で決まりやルールを載せているところです。児童クラブと児童館は利用目的の違いにより、それぞれの規定による対応を行っているところです。以上となります。

議長 2番木村議員。

2番木村議員 わかりました。それで次に、放課後子ども教室は夏休みなどの長期期間中は実施されてないと、先ほど課長のほうから説明ありましたがけれども、その間今、保健福祉課長から説明あったように児童館のほうで登録、未登録ということで、面倒を見ますよということになっていると思うのです。それで、要するに今あったように、やはり登録している子どもと登録していない子ども、ちょっと差があるのです。それで登録していないということは、大体はさっき言ったように、紫雲古津、二風谷、貫気別。この放課後子ども教室に通っている子どもたちだと思うのです。ということは、遠いのです、児童館までみんな。それなのに、昼休みに弁当を一緒に食べられないと。やはり一回帰って、また昼から来るのならまた送ってくるというような、こういう状況がちょっと起きているのです。それで、そういうことっていうのは、ちょっとまずいのではないかなと思って、実情に合った形になってないと思うのです。これちょっと紛らわしいのですけれど、要するに所管が違うので、放課後子ども教室が夏休みとか出来ないのか

ということになれば、またここも解消されてくると思うのですけれど、実際、教育委員会と町のほうでやっていることなので、なかなかそのすり合わせが出来てないのかなと思っていて、これはどっちにどう聞けばいいのか、まずはひとつずつ、これちょっと教育委員会に聞きますけれど、放課後子ども教室は、これにもあるようにやはり共働きの家庭とかのためにやはりやっているところがあるのです。夏休みは仕事休みではないのです、親は。それなのに、この夏はやらないとか、そういうふうになっているのは、ここら辺はどうにかならないのか、まずそこら辺をちょっと教えていただきたい。

議長

教育長。

教育長

教育委員会で所管している放課後子ども教室については、先ほど課長から話あったとおり文部科学省の補助事業ということで取り入れてやっているということで、名前のおり放課後の子どもたちの居場所づくりということに基本なっているものですから、夏休み冬休み期間中については対象にならないというような形もありまして、町としても単費で全て補うというのはかなり厳しい状況もあって、放課後子ども教室という事業を入れながら学校がある日については2時から5時まで、親御さんが共稼ぎだとかしている場合について預かって、いろいろ遊んだり勉強したりというような形でやっておりますので、夏休み冬休みの期間をそちらのほうで預かるというのは、今の状況ではちょっと難しいのですけれども、そういう声が多くなってきた場合については、その事業とは別に、放課後子ども教室とは別に保健福祉課等とも、また町理事者とも協議しながら対応できる策が何かあるかどうかというふうな対応を検討していきたいというふうには思っております。現状では休み期間はちょっと難しいというふうな状況になっています。

議長

2番木村議員。

2番
木村議員

やはり、何というのですか、平取町に住んでいてやはり子育てをしていく中で、差が生まれるというのもまずいと思うのです。やはり今、少子高齢化で子どもが少なくて、学校統合なんかも進んでいる、進めていかなければならないという話も出ているぐらい子どもも少なくて、それをやはり打開するためには、やはり子育てをしやすいまちづくりというのが必要だと思うのです。それで、これはできる限りというより、町としてやはり一番先にやらなければならないことのひとつだと思っていまして、放課後子ども教室については今、教育長のほうから話ありましたけれど、2時から5時という話です。でも、実際は働いている人たちは大体5時に終わるので、仕事は。5時に終わったら、後片づけてどうのこうのすると10分や15分かかるのです。その間、子どもがボンと外に出されるんです。それこそこの頃は、そういう話は聞かないですけど、もと

は小学校に強盗みたいのが押し入って、小学校にさすまたを用意しなければならないのではないかという議論、一時10何年ぐらい前にあったと思うのです。そういう中に外に子どもをボンと放り出すという形になってしまうのです。何かそういう事件があつてからでは駄目なので、できれば現状に合わせた形で放課後子ども教室についても5時半までやるとか、そういうふうにして親が確実に迎えに来れる時間帯までちょっと工夫するとか、そういうことも時間的なものをしていただきたいなど。先ほど夏休みについては、どうするかということとは保健福祉課の方と相談するということなのですけれども、これはもう今、一緒にやるということなので、今は結局ばらばらにやっているということ。今、5000人切ったこの町で、やはり子どもの数もぐっと減った中で、昔どおりの状況ではなくて、やはり率先的に変えなければならない、学校統合ばかりでなく、子どもの環境自身もちゃんとこううまく機能できるような、お金をかけるということではなくて、うまくあるものを使いながら、子どもたちに有意義に育ってもらいたい。育てられる環境をつくっていくというようなことが僕は大事だと思うのです。それで、最後ですけれども、この質問に対して最後ですけれども、今後どう子どもたちの数なんかを見ながら、今の状況でも50何人いると。それが今度、よそからも来るようになったらまだ増える。そうなったらこのスペース的なものとか、そういうものも増えるようになると思うのです。そういうのを考えた中で、これからどういうふうはこの子どもの環境を整えていくことを考えていくのか、ちょっと聞きたいと思います。お願いします。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

まず、ちょっと質問遡るかもしれないのですけれども、子ども教室の児童に対する長期休業中の子どもの居場所づくりというのが、かねてから町の課題として認識をしているところでございます。紫雲古津、二風谷、貫気別の子どもの教室に協力をいただいて、就労のため不在となり児童を預けるところがない保護者がどのくらいいるか、調査の取りまとめをお願いしたいと思っています。その結果を踏まえ、子ども・子育て会議等で方向性を決めていきたいと思っています。保護者の送り迎えが条件となりますけれども、現在の職員数とスペースで受入れが可能な人数であれば、この冬休みから児童クラブと同じく、1年生から3年生までを対象にした受入れを検討したいと思っております。子どもの預け先がなく、保護者が困っている状況であれば、できる限りの対応をしていきたいと考えております。また希望する児童数が多く、現状で対応出来ないという人数になった場合は、児童数、児童の推計を見ながら新しい場所の検討など、総合的に考える必要があります。今後については、子ども・子育て会議で委員の皆様のご意見をいただき、進めることとなりますけれども、まず長期休業中の子ども教室に通う子どもの居場所づくりを優先に対応を検討したいと考えております。ご理解いただきたいと思っています。

議長

2 番木村議員。

2 番
木村議員
議長

5 時半の件は、教育長どうですか。
教育長。

教育長

お答えしたいと思います。はっきり確認しているわけではないのですが、2時から5時までということで保護者に迎えに来てもらうということで、5時になったらすぐ施設の外に子どもたちを出すということではなくて、ある程度余裕を持って子どもを親が迎えに来たときに出てもらうというような形になりますので、冬の寒いときとか、5時になったからみんな外に出てくださいという形の対応はとってないというふうに考えております。時間については安全管理員ですとか、コーディネーターの方の働く時間帯等ありますけれども、現在も遅れてきたからということで子どもだけ残して職員がいなくなるということはありませんので、迎えに行く時間まではちゃんと待っていて引き渡すというような形でやっております。ただ、議員言うとおりの5時半だとか6時にならないと迎えに来れない親がいるということもあると思いますけれども、ある一定の時間は制限、きちんとしないと駄目な部分はあるのですけれども、その辺も先ほど保健福祉課長言ったとおり、アンケートだとかそういう部分で現状で満足しているかどうかだとか、終わりの時間どうですかみたいなアンケートを取りながら対応を検討していきたいというふうに思います。

議長

2 番木村議員。

2 番
木村議員

今、教育長そういう答えだったのですけれど、実際問題出されています。そういう状況です。なので、できる限り教育委員会からこの時間までやってほしいというようなことを言わないと、やはり2時から5時となっていたら先生たちはそれで終わりです。あとは要するに裁量の中でやってほしいという言い方ですけれど、やはりそうなれば、さっきちょっと言ってましたけれど、なあなあの中でおかしい話になってしまうので、できればきちんと5時半なら5時半まで見るよということをつけ加えてもらえれば、働いている職員の人たちも、きっと時給ですよ、時給も貰えますので、だから、そういうふうなことも考えて、できれば2時から5時ではなくて、2時半から5時半にするとか、その前のほうが30分削ったらどうなる、問題発生するのかもしれないのですけれど、学校のほうで30分ぐらいちょっと面倒見てもらうとかしながら送り出すとか、やはりそういうような何か対策を考えていただければ、なおのこと使う人、もっともっと使いやすくなるのではないかなと思いますので、ぜひそこら辺を考えていただきたいと思います。これについては、答えは要りません。次、いいですか。

議長

どうぞ。

2番
木村議員

それでは、2番目の質問についてさせていただきたいと思います。生活館の使用料について質問させていただきます。まず一つ目としまして、各地域の生活館及び集会施設等の使用状況、利用に関する経費の実績について伺います。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施
策推進課
長

現在、平取町内の生活館は12施設、集会室等は23施設、合計35施設になっております。本日お配りの令和3年度利用状況一覧にも掲載されておりますが、使用実績は令和3年度実績合計1528件、3万2414名になっております。また、利用に係る経費の実績でございますが、まず、使用料の徴収額は177件、103万2960円になっております。維持管理費については、本日お配りの実績表をご覧くださいと思いますが、年間の合計額が2518万8943円になっております。一つ目のご質問の回答は以上でございます。

議長

2番木村議員。

2番
木村議員

経費については、今教えていただいたのでわかりましたけれども、この生活館の運営について、道からの補助金があったように思うのですけれども、それはどういう状況でどのくらい入ってきているのか、ちょっと教えていただきたい。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施
策推進課
長

国、道からの補助金については、令和3年度分の実績額は986万4000円になっております。補助金の名称でございますが、国のほうは中央改善事業費補助金、北海道については生活館運営費補助金になっておりまして、この補助金については対象経費の4分の3以内、それと北海道の予算の範囲内での支出ということで補助金要綱で定められておりまして、ここ数年、補助金額については986万4000円が上限額ということで、町のほうに補助金が来ているということになっております。以上です。

議長

2番木村議員。

2番
木村議員

何でもこういうことを聞くかというのと、生活館使用料があるのです。それで、年間の去年の生活館の使用料もわかれば、まず先に聞きたいのですけれども、全体の分かるの。

議長

アイヌ施策推進課長。

アイヌ施策推進課長	昨年の実績については、後ほど調べてご報告申し上げます。
議長	よろしいですか、それで。2番木村議員。
2番木村議員	わかりました。そんな金額ではないと思うのです、確か40万かそのぐらいだったような気がするのだけど。出ているか、これ。
議長	アイヌ施策推進課長
アイヌ施策推進課長	本日お配りの資料、令和3年度の使用料の実績がございまして、お手元に配られていると思いますけれど、令和3年度の実績が、使用料の徴収が177件で103万2960円ということになっております。一番右の端のところに記載されておりますので、ご確認をお願いします。
議長	2番木村議員。
2番木村議員	葬儀とか個人で使うものについては、使用料についてもらうことについてはいいのですけれども、先ほどの子どものことにちょっと関係するのですけれども、やはり今、子どもの習い事なんか、昔から見ると各地域すごく減っているのです。それ何故かという、生活館を習い事で使うと、そこで生活館使用料が発生するのです。昔みたいに子どもが、二風谷のことでひとつ、例えば言わせてもらえば、二風谷でいえば昔そろばんなんかがあったのです。するとその頃は二風谷もまだ子どもたくさんいて20人、30人習っていました。そうすると生活館使用料がかかっても、皆で割り算すれば大した金額ではないのです。ただ子どももどんどん減っていく中で、今は何か習い事を二風谷でやろうとなった時に、やはり2、3人しかいないとか、5人ぐらいしかいないとか、そうなった場合、この生活館使用料がかかると、それを今度5人で割ると金額上がるのです、かなり。すると、この習い事をやる先生も来れなくなってしまう。なおさら今度、金額が高くなるから来る子どももいなくなる。そういうのを考えれば、やはり子どものことを考えれば、やはりそういう習い事については、生活館使用料を取らなくても、この補助金もあるのでやっていけるのではないかと思うのですけれど、そこら辺はどうなのか、ちょっとお聞きしたい。
議長	アイヌ施策推進課長。
アイヌ施策推進課長	生活館の、今議員のご質問で、年間の維持管理費が2500万、それに使った使用料が約100万円、北海道と国の補助金が986万4000円ですから、町の持ち出しが1400万ぐらい、年間維持管理に町の持ち出しがかかってお

ります。使用料が、当然減ってくると町の持ち出しが多くなるという現状にあります。ご質問のとおり習い事につきましては、町の内規で、利用の目的による使用料の負担軽減ということで内規で定められておりますが、規定使用料の2分の1を減額できるということになっています。例えば小中学生の教育向上の一環として施設を使用する場合、これについては2分の1の減額ということになっております。現在、今ご質問ありましたとおり、月謝をもらう場合については、子どもたちの教育については2分の1減額した形の中で使用料をいただいているということになっています。あと、参加の人数によると思いますけれど、一応、町の今の規定では月謝をいただいている教室については、減額なるべく使いやすいうようにということで考えております。以上です。

議長

2番木村議員。

2番
木村議員

減額というのも分かるのですが、実際問題やはり町の子育て支援として考えれば、先ほど出ていたのですが、使いやすい状況になるためには、子どもばかりではなくて、町民みんなが個人的に使うものは別として、使えるようになるのがいいのではないかと思いますので、そこら辺のこの規定について、これからちょっとこう話を進めていただきたいと思います。町長と昔、何年か前に宮崎県の綾町行ったことあるんです。そのときちょうど町内の文化祭をやっています、各地域ごとに生活館のような建物があるのです。そこで、陶芸だとか、絵だとか、いろんな趣味のもうたくさん多様なそういう趣味をやっている、それを各地域の文化祭として、何というか同じ日に町内でやるのです。やはりああいうのを考えれば、そこはそういう町民の習い事だとか、きっと多いのだと思うのです。そういうコミュニティのつながりをつくるのか、やはりこれから、前にもちょっと言ったのですが、自治会活動の活発化なんかを考えると各地域の生活館の活用というのもすごく大事だと思いますので、高齢者も増えますので、高齢者の生きがいのためにも、当然そういうこと、そこで一生懸命習い事したりするということもこれ大事だと思うのです。そういうのも考えれば、できれば町民が有意義に使えるような、そういう料金体系にしていただければというふうに思いますので、検討のほどよろしく願います。

議長

町長。

町長

今、木村議員からご質問ありました生活館を本当にフルに活用していただくということは、この設置目的、大きな設置目的でありますので、より町民を含めていろんな方が利用しやすい環境をつくっていくということは、間違いない方向性だと思っております。先ほどのお話の中で、習い事で謝金といいますか、そういうものをいただいてやることで使用料がどうしても壁になってしまう

と、採算という意味では合わなくなってしまうというような状況が発生しているということであれば、以前も他の教室でしたけれど、どうしてもやはり高めになってしまうということで、より時間で小刻みに分けて、使用料を改定したというようなそういう例もあるのでございます。もう本当に2人とか3人とかの習い事ですと、先生が来てくれないという状況も想定できるかと思っておりますので、基本的には営利を目的としているということであれば、やはりそれは応分の負担をとということにはなりますけれども、何といたしますか、収益に見合ったその使用料の設定ですとか、そういうことも考えなければならぬところがあるのかと思っております。全体の生活館の維持管理から考えれば、本当に使用料というのは少ないパーセンテージですけれども、規定に則った私的に使うものはやはり応分の負担をしていただくというような原則は守りながら、本当によりフルに生活館を利用していただくためのいろんな料金設定とか、そういうのは段階的に考えていく必要があるかと思っておりますので、いろいろ実態も把握させていただきながら、今後検討させていただきたいというふうに思っております。

議長

よろしいですか。それではここで休憩をとります。再開は10時55分といたします。よろしくお願いいたします。

(休憩 午前10時42分)

(再開 午前10時55分)

議長

再開いたします。続きまして、3番中川議員を指名いたします。3番中川議員。

3番
中川議員

今回は、地域福祉計画について伺いたいと思います。地域社会を取り巻く環境は、進展する少子高齢化や人口減少により、様々な課題を抱えており、地域住民の結びつけが窮屈化する中で、子育てや介護の悩み、医療や交通手段など、日常生活への不安を抱える人々が増加しております。多様化する地域の困り事を地域住民が互いに支え合い、助け合うことで、誰もが安心して住みなれた地域で暮らし続けることができる地域福祉社会を実現することが出来ます。これまでは行政はもとより、ボランティアや福祉関係者など、福祉に理解を持たれる多くの団体や個人からのご支援で、平取町の地域福祉事業を推進してきたことと思います。これからはさらに、社会の変化に応じた数年先を見据えた取組が必要になってくるのではないかと思います。そこで平成12年に社会福祉事業法の改正によりまして、地域福祉計画の策定が社会福祉法に新たに規定された事項となり、平成30年の法改正によってその策定が任意から努力義務とされました。平取町の令和元年度の予算、民生費社会福祉総務費に平取町地域福祉計画策定委員報酬8名、7万3000円の予算が示され計画されていたと思いますが、翌年度予算には、この項目が計上されておりました。このこ

とについて、委員会を開催したのか、どのような協議をされたのか、また、その後はどのようにになっているのか、まずお伺いしたいと思います。

議長

町民課長。

町民課長

まず、ご質問にありましたとおり令和元年度当初予算において、地域福祉計画策定委員報酬7万3000円と費用弁償2万円を予算措置し計画の策定に取り組む予定でしたが、当時の担当係である保健福祉課福祉係は、この間、子ども子育て支援事業計画が法定計画とされ、早期に策定する必要があったことに加え、専門職である社会福祉士の急な退職なども重なり、その人員体制の中で優先すべき業務から順に事務を遂行してきましたが、結果として令和元年度では委員会の開催に至りませんでした。また、それを補うべく計画の素案作成を民間委託による方法も検討しましたが、多額の委託料見積り額となったために実施を見送ったところです。その後も障害福祉計画の策定、臨時福祉給付金など福祉を取り巻く行政ニーズへの対応を優先せざるを得ず、現在も委員会の開催に至っていないところでございます。

議長

3番中川議員。

3番
中川議員

私も当時、令和元年といえ、前の年に胆振東部地震がありまして、ほとんどの課がその対応に忙しくされていたと思います。そこで、また福祉課と、当時担当は福祉課だったと思いますけれども、福祉課は平取町第8期高齢者福祉計画、また介護事業計画、さらに障害福祉計画、それに加えて障害児福祉計画の作成している最中だったと思いますけれども、私も今になってこの質問しまして悪いと思っているのですけれども、これ以上は追及しませんけれども、ぜひ計画したのが方向性ぐらい話し合っていくべきだと思ったのですけれども、そこら辺はどうお考えでしょうか。

議長

町民課長。

町民課長

地域福祉計画については、非常に大事な計画だと思います。今後において努力をしていきたいというふうに考えております。

議長

3番中川議員。

3番
中川議員

ぜひよろしく願いいたします。そこで、なぜ今、地域福祉計画が必要なのかといいますと、地域の推進は行政の責任のもと、地域住民などが支援関係機関との連携などにより、地域生活課題の解決を図る取組みを進めていることから、市町村社会福祉協議会は、行政が策定する地域計画と連動しながら、地域福祉

活動の展開に取り組む必要があります。しかし、昨今は様々な問題を同時に抱えるなど、複合的な課題や既存の支援制度では対応が難しい問題などが増加しております。このように地域福祉に関わる課題が多様化、複雑化する中で、緊急時の対応も含め、多様な課題に包括的に対応できるよう地域を基盤とした支え合いの体制や協力を得て、課題を解決できるよう計画的に整備し、方向性を住民に示す大事な重要な計画だと思っておりますけれども、そこら辺どうお考えなのかお聞きしたいと思います。

議長

町民課長。

町民課長

地域福祉計画は、任意計画から努力義務へと変わってきていることは、議員前段のご説明にあったとおりですが、努力義務とはいえ、本来、福祉に係る各種個別計画は、地域福祉計画で定めた方向に向け策定されるべきものであると思いますので、その大本の計画となるものが地域福祉計画と考えておりますので大変重要な計画だと捉えております。

議長

3番中川議員。

3番

中川議員

行政としても重要な課題だというふうに捉えているのですね、わかりました。国においても、平成30年に施行された改正社会福祉法では、地域共生社会の考え方が位置づけられました。社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が、我がこととして計画の相談に加わり、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をもとにつくっていく社会を目指すため、地域共生社会の実現を目指していかなければならない、というふうに国では申しておりますけれども、自分なりに思いつくところは、例えば災害時や緊急時の困っている時などには、困っている人たちを地域で助け合うというのが、この計画の趣旨だというふうに思っておりますけれども、そこら辺、行政としてどうお考えなのか伺いたいと思います。

議長

町民課長。

町民課長

この地域福祉計画は、ボランティアのことにまで計画が及ぶなど、地域の福祉全般について協議をして計画を定める、そして実行すべきことを社協とともに考えるというような性格を持っております。そういった中でこの地域福祉計画の位置づけとしては大変重要なものであると考えますので、ぜひこの地域福祉計画の策定を進める中で、これまで補い切れなかった地域課題について、お互いに話し合うことで解決策を探っていきたいというふうに考えております。

議長

3 番中川議員。

3 番
中川議員

そのとおりだと思います。地域にとっては様々なことが課題になってくる。また、行政がやろうとしても行政が出来ない場面もありますから、そこら辺は地域住民とともに話し合いながらやってもらいたいと思っております。参考までに、地域福祉計画で実行しているところは、日高管内にどのぐらいあるのか聞いておきたいと思っております。

議長

町民課長。

町民課長

日高管内の状況については、申し訳ありません。今現在、資料やデータを揃えておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

議長

3 番中川議員。

3 番
中川議員

わかりました。また後ほど伺いたしたいと思います。
この計画の役割というのは、計画に沿った活動が具体的に行われていくことにより、自分たちの周りの問題を自分たちの手で解決するという自立性の尊重などが図られ、助けられたり助けたりという地域での相互扶助の精神の広がりが期待されます。また、地域住民と行政や福祉関係に携わっている人たちとの効果的な連携協力などが図られることとなります。誰もがつながり、ともに支え合い、安心して暮らせる福祉の町にするためにも、基本目標、具体的な取組みを考え、実践的な体系を計画してはと思っておりますけれども、そこはどうお考えでしょうか。

議長

町民課長。

町民課長

これまでの行政ニーズや町組織の人的体制などの要因で、個別計画と地域福祉計画の策定順序が逆になってしまった感は否めませんが、これらは、第6次総合計画の基本計画と整合しており、向かうべき方向はひとつであると考えます。しかしながら、総合計画では記載し切れていない項目も多いため、改めて地域福祉計画の策定に努めてまいりたいと考えております。

議長

3 番中川議員。

3 番
中川議員

この第8期高齢者福祉計画というのがつくられていますけれども、ここの61ページに地域共生社会への実現に向けた取組みの推進というのが書かれています。現状としては、第7期において、国は地域共生社会の実現を掲げ、公的支援の在り方を縦割りから丸ごとへ転換し、我がこと丸ごとの地域づくりを

育む仕組みと転換していくことを目指し、改革を進めるとしています。ここの課題に今後高齢化が一層進む中、要介護者やその世帯が抱える課題は、近年複雑化複合化しており、要介護者等の生活全般の課題を解決するためには、障害福祉計画等の施策と連携を図り、地域のあらゆる住民が役割を持ち、互いに支え合いながら協働、地域共生社会を実現する必要がありますというふうに書かれています。これが、まさしく地域福祉計画だと自分では思っているのです。そもそも地域福祉とは、簡単に言えば多様な生活課題に地域全体で取り組む、取組みがつかることが出来ます。地域福祉行政や事業者だけでなく、地域住民もその課題解決に向け自発的な取組み、地域に即した創意と工夫による福祉計画を複合的に推進することという意味が込められていると思います。実際に計画しても実行するには、この地域福祉計画というのは、なかなか難しい場面が多くあると思いますけれども、できることから地域とともに取り組むことが重要ではないかと自分では思っているのです。そこら辺、最後に町長どうお考えなのかお聞きしたいと思います。

議長

町長。

町長

今のご質問にありましたとおり、地域福祉計画の必要性について担当課長からも答弁ございましたけれども、策定に努めていきたいというような方向性で進めさせていただきたいというふうに思っております。ご質問にもありましたとおり、福祉に関する個別の計画と言ったらいいのでしょうか、法定で国がこういう計画を立てなさいというようなものを調べてみたところ、いろいろございまして、高齢者の福祉計画ですとか、介護保険事業の計画、それから自殺対策計画とか子ども子育て支援、障害者活躍支援、食育とか、本当に福祉という分野が裾野が広いというようなことで、それぞれに任意もありますけれども、その計画づくりが求められているというところがありまして、地域福祉計画というのはそういった個別計画のいわゆる大元の計画といいますか、概念的な計画の性格が強いかというふうに思っております。いろいろ今出来なかったような事情もあるのですけれども、やはり個別の計画をまとめる、そういったものが重要だという認識がございますので、今後、そちらに向けていろいろと取組みを進めていきたいと思っております。今いわゆる相互扶助というようなこともありましたけれども、やはり行政のみでは出来ないようなところも、いろいろと地域の住民の方に一緒にやっていただくというような体制を本当に望ましい理想の体制だと、状況だというふうに思っておりますけれども、やはりなかなか以前とは人口減少ですとか、現場で実施していただくような方々が少なくなってきたというような現状もありますので、やはりその辺、どういう形で一緒に協働してもらおうとか、ボランティアで活躍してもらおうかというようなことも改めて検討し直さなければならない状況もあるのかと思いますので、そういったことも含ませながら、ぜひ計画の策定に向けて努力したいというふ

うに思っています。

議長

3 番中川議員。

3 番
中川議員

私がこの質問をしようと思ったきっかけは、今年の2月、雪が多い年だったと思います。その時に荷葉近くを通りかけていたら、農家の人が立っていたかと思えますけれども、自主的に除雪をしてあげて、独居老人かその人方の家だったと思うのですけれども、みんなで雪はねをしてやって、その雪を捨ててあげていた。本当にとても感心なことをしている。これは住民が主体でやっているということは、これはまさしく福祉計画の本分であるというふうに思いますので、ぜひ、今回計画をしていくということですから、実際頑張っていただきたいというふうに思います。実現するよう、よろしく願いいたします。
以上で私の質問を終わります。答えは要りません。

議長

中川議員の質問を終了いたします。
続きまして、9番高山議員を指名します。9番高山議員。

9 番
高山議員

先に通告しておりますように、公共施設等の有効利用についてということで、最近、そういった意味では、町として購入をしたり、もしくは寄附をいただいたいろんな土地、建物がございましてけれども、これらの有効活用についてまず伺いたいというふうに思っております。
まず、1点目でございますけれども、本町市街地の旧福地医院の建物利用についてということで、この施設につきましては、まず最初に購入時期及び購入価格、もちろん底地も含めての価格かと思えますけれども、それらを確認のため、お知らせをいただきたいと思えます。

議長

町民課長。

町民課長

価格につきましては、建物につきましては422万円で取得しております。土地については489万8308円で取得しております。

9 番
高山議員
議長

購入時期は。
購入時期はいつですか。

町民課長

失礼いたしました。購入時期につきましては、土地については令和3年12月8日です。建物につきましては令和3年6月30日です。

議長

9番高山議員。

9 番
高山議員 建物敷地等については、昨年からそういった形で1000万しないのですけれども、そういう形で購入がされたという経緯でございませうけれども、この購入の関係は、最初に計画ありきだったのか、それともまず購入したから、後々こういう形の利用目的にするということの話なのか、その辺のもちろん目的があったから買ったのだと思うのですけれども、その辺の確認を一点させてください。

議長 町民課長。

町民課長 この土地と建物につきましては、かねてから平取養護学校の生徒の卒業後の働き口及び生活空間、居宅につきましては、それ以外にも障害者の方の居宅としての場所を探していたところですが、その際に、この旧福地医院の建物の競売の話がありまして、そこでここを共同生活住居、いわゆるグループホームとして利用したいということが取得の目的であります。

議長 9 番高山議員。

9 番
高山議員 購入の時に、今、担当課長が言われたような福祉のというようなことだとか、想定しているのは養護学校の農福連携の関係の卒業生が平取で働きたいだとか、グループホームということなのですけれども、そういう、その計画ありきで購入したのだと思うのですけれども、実際、現在のところ、それらの福祉に使うべき内容のものについての進捗状況というのはどうなっているのか、まずそれを確認させてください。

議長 町民課長。

町民課長 まず今年度に入りまして、現地調査を実施しまして、その建物には7名が入居可能というふうに見込んでおります。現在も担当者レベルで運営に関する課題や収支について協議をしております。施設運営に必要な人員配置基準もございまして、効率的で持続可能な運営となるように、今後さらなる検討を進めていきたいというふうに考えております。

議長 9 番高山議員。

9 番
高山議員 今、担当課長が7名入居可能ということで、施設的にはそういう可能性のある大きさなのかなと思いますけれども、その入居可能はどんな想定をしながら、7名はわかりますけれども、どういう形で入居させる人がいるのか、それをどう想定しているのか、その辺教えていただければと思います。

議長

町民課長。

町民課長

まず施設規模としまして、何名の入居が可能かという視点で現地調査をしたところなのですが、さらにグループホームの最も効率的な運営人数というのが現在7名ということで考えております。これは、今後整備を予定する振内地区でのグループホームも同じ考えなのですが、最も運営上効率的になるのが7名というふうに考えておりますので、その7名の運営ができるかどうかというところが、まず建物の規模もそうですし、運営収支を考える上でも大事になってきます。そういった意味で7名を前提として、収支の議論を進めていっております。それでいろいろ国の支援などを受けていくに当たって、グループホームの人員の配置基準というものもございまして。世話人が何名必要だとか、支援員が何名必要だというような基準もございまして、そういったいろいろな配置基準と運営収支、それをそれぞれ検討していくということと、あとは就職先の確保が大事になってきますけれども、当面その7名をどのように確保していくのかという意味においては、例えば平取福祉会、すずらんの入所者が何名かその建物を使うことができるかどうか、現在、病院やかつら園に派遣されて来ておられる入所者もおりますので、そういった方々の運用にも使えるかどうかということも含めて、平取福祉会に限ったものではありませんけれども、その活用の実現性に向けて、いくつか選択肢を持ちながら協議をしているというところでございます。

議長

9番高山議員。

9番
高山議員

担当課長のお話でいけば、前半は設置基準だとか人定基準だとかそういうことは検討されるということでもいいのだろうと思うけれども、実質グループホームと今お話があったのですけれども、どんな形でそういう人方を確保するのか。例えば、今ちらっと課長が言ったように、福祉会の、例えば平取で働いている人方を入れるだとか、何か具体的なものというのは、例えば今、福祉会もはばたきということで、振内にグループホームを新築しているところですが、本当にその福祉会だけではないのですけれども、入る人が本当に確保できるのか、確保さえできればそういった基準だとかそういったことについては、役所はお手の物ですから対応はできるかと思うのですけれども、本当に利用可能な人方を入れて、このグループホームなりに運営していけるのかという、そういうもうちょっとこう精度の高い、去年の6月に購入してからこれから検討ではなくて、もう既にここの施設はご承知のようにかつら通りに面しているということの中で、町がわざわざ買って、結局は賑わい創出も何もない中で、ずっと空き家にしておくのかということもやはり問題ではないかと思うので、そういう本当にそこに入る人の確保というのは、具体的に今グループホームの、福祉会の話もありましたけれども、本当にその辺がどう考えて活用していくのか

というところをもう一度聞かせていただければと思います。

議長

町民課長。

町民課長

この協議を進めていくに当たって、複数の事業者と並行して協議していくことはなかなか難しいかと思えます。第一段階で協議する法人があれば、それが無理となれば次にというような順序で検討していく予定です。現在はまず一般的な収支について検討させていただいておまして、その検討する上で持続可能という判断ができれば、実際に事業者にそこでの運営について可能かどうかという協議に入っていくという段階でございます。少しこれまで調べてきた中では、運営収支がなかなか持続可能なものとして考えられない状況であったために、その解決についてちょっと時間がかかっておりましたが、問題の解決方法も少しわかりかけてきたということで、検討は少し前に進んでいこうかと思っております。あくまでもグループホームとしての取得目的を果たせるように、何とか検討していきたいと考えておりますので、それに向けて努力していきたいと思えます。

議長

9番高山議員。

9番
高山議員

やはり本来、町が公有財産として購入するという、1000万近いお金の中で購入するということに想定したときに、やはり例えばこういうことに使いたいからとか、勿論それは福祉会でもどこでもいいのですけれども、こういう形で福祉のためにあそこを使いたいからということの中の町が受けて実際買うのなら、それはそれで皆さん了解すると思うけれども、町が手前みそで買って、それから福祉に使いたいというような理由づけをして、今1年以上経っているのに実際的にはほとんど何も動いてない。だから、購入の経緯はどうだったのかと聞きたいのだけれども、購入ありきで買ったのではないのですか。福祉は後で付けたのではないのですかということ、私はすごくその辺を疑念に思っているのですけれども、今後とも今の状態のままでいったら、来年であろうとその入る人の確保が出来ない、光が見えてきたと言うから期待はするけれども、実際的にはそういう形で本当にこの後、今年後半、来年で買った建物が、やはり当初買った目的が福祉だということのだったら、そういう形で機能していけるのかどうかというのが本当にそういった意味では不安というか、大切な町のお金使った施設なのですから、もっと切羽詰まった形で、こういう形で使いたいからどうだろうかという相談あって買ったのではないのではないかなというぐらいな感じなのですけれども、本当にこれわからないのですけれども、来年になったらこの施設が動くだとか、そういうことはわからないのですけれども、担当課長は光が見えて来たということなので、来年あたり、ただ本当にこれ入る、入れる人が本当にいるのかどうかと。やはりそういうところ非常に、せつかく

購入した経緯もあるので、次年度に向けてやはりそういった形で、もし使えないのであれば、何も公有財産だからといって町がずっと持つ必要もないので、だからその辺のことも踏まえて、やはり一定程度を来年あたりではやはりそういう結論を出したほうがいいのかとは思いますが、その辺についてはどう思いますか。

議長

町民課長。

町民課長

今、ご意見いただいたように疑念と不安を与えてしまっているというところを反省しなければならぬと思います。というのは、やはり目に見えた進捗がないというふうに映っているというところが問題なのかと思っております。私共もこの件に関しては、早急に進めるということでこの春もやってきておりますが、それにしても、この時期まで明確な答えを出せずにいるというところが反省点かと思っております。今後においても、あくまでもグループホームとしての利用、これを果たせるように関係者と協議を詰めていきたい、そのスピードも私共に可能な限り早めていきたいというふうに考えております。その上で、その進捗状況についてしかるべき時期に、常任委員会などの機会を通じながら、皆さんにもお知らせしたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議長

9番高山議員。

9番
高山議員

なかなか担当課長のお話も自分でも質問しながら、やはりこれ福祉に使うということも含めて人を集めるというか、人が入っていただいて町の中に職場があってということの中では、農福連携の関係もあるのですけれども、それですら一人、一年に出るか出ないか。ましてや町のスタンスとして本当にやるのかどうかなんて、この間も後援会だとか担当の養護学校の先生方と話したけれども、今のままなら、ちょっと横にそれるけど入る人の話だからあれですけれども、なかなか厳しいかなというのが正直なところだと思います。ましてやこれからすずらん福祉園あたりがさらに人が多くなって、こういうグループホームに、本町に来てどうだということも含めてなかなか難しいかなと思うので、難しいとは言いながらもせつかく町の施設として買ったので、そういった内容で課長言うような形で急ぐ必要はなくても、やはり動きが見えるような形の中で対応していただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいということがまず1点目です。2点目なのですけれども、これは本町市街地中央部の山岸さんから、寄附を受けた土地についてということで、まず、寄附を受けた経緯について確認のため、経緯についてお知らせをいただければありがたいのですけれども。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長 経緯について申し上げたいと思います。当時、寄附の申入れが、今お話があった地主さんのほうからありまして、寄附をしたいという話があって協議をしたというような相手側からの申入れによって協議の結果、寄附採納といった流れだったというふうに考えております。

議長 9番高山議員。

9番高山議員 そういうことを聞いているのではなくて、もっと具体的に最初に寄附の申出がありましたよね、市街地の中央の部分について。でも議会にも相談あった時に1回目、あそこの中でいろんな問題があるので寄附を受けないほうがいいのではないかということの中で、一回そういう形では頓挫した話だったと思うのです。これは、今公営住宅が建っている本町市街地の国道の向こう側の土地を買ってくれるのだったら寄附、おまけで寄附つけるというようなこと、ちょっと語弊がありますがけれども、そういう経緯で買ったのですよね。そうではなかったのですか。

議長 町長。

町長 当然ですね、山岸道史さん、もうお亡くなりになりましたけれども、今、奥様と息子さんが相続されているという土地でございまして、奥様もちょっと健康を害されたようなところもあって、ずっと以前から本町市街地の再開発に伴って、三大地主と言われる山岸家の兄弟がおりまして、いろいろ土地については、以前から町と色々なやりとりをしていたというような状況もございまして。今回、そういう山岸家の事情もあったというふうに思いますけれども、残された平取町の土地を何とかある意味、町になり譲りたいというようなお話があって、いろいろ経緯があるのですけれどもそういうお話が何度かありまして、一度目はいろいろ管理の状況とかでお断りしたというようなケースもございまして、再度、何年か後にそういうまた要請といいますか、申出があったということで、ちょうど今、住宅が建っている土地の購入も含めて、そういうふうに捉われるとそのとおりになるのでしょうか、これ買うからこれあげますみたいなことに見方によってはそうなるかと思えますけれども、この土地を是非売却したいと、この土地については寄附したいというような、先方といいますか、山岸家の意向もありましたので、それではどうですかというようなことで、議会の常任委員会等に諮らせていただいたというようなこともあって、その時おおむねと言いますか、了解を得たというようなことを確認しましたので、そういうことで進めさせていただきました。その時もこの土地どうするのだというような議論もありましたけれども、それはなかなか現時点ではこういったものに使うというようなことにはならないというようなことでもございまして、ただ公営住宅の建て替えが迫っていたというようなこともあって、緑が丘から本町

の中心に近いところに住宅を建設するという町の方向性もありましたので、そういった意味では、あの土地は非常に建設に有利な土地だという認識もございましたので、これを買わせていただくということにしたということで、それはもちろん予算も通っておりますし、議会も納得していただいたという認識で購入なり寄附を受けたということになったかと思えます。以上です。

議長

9番高山議員。

9番
高山議員

町長が説明したとおりだと思っておりますけれども、この一団の土地の面積というのは、どれだけの大きさの面積かおわかりになりますか、今。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

寄附を受けた土地ということであれば、7067.07平方メートルだというふうに認識しております。

議長

9番高山議員。

9番
高山議員

本町市街地の中央部分の中で7067という数字が、全部が全部使えるわけでは勿論ないのですけれども、本当に結構な面積があって、そういう一団の土地の中にあるのですけれども、やはり寄附を受けるということは、ただ持てばいいというものではないので、寄附を受ける時に、後からのお話もしたいと思うのですけれども、寄附採納委員会の取扱規定なんかもありますけれども、どのように整理されて寄附されて、これをどのように活用していくかなんていうこともやはり一緒に出てこないか、土地くれるから受けましたって、下手にすれば財産の処分困るから町に寄与したら、結果的には税金かからないからなんて穿った見方をする人だっていないわけではないのですよ。だから、どう活用していく、この市街地の中のこの大きな土地をというようなことが、なぜ一緒に出てこないのか。ましてや今回、平取町本町市街地のランドデザインの計画策定についてということで、実は私たちこれは公共施設だとか、そういう公有地の中でゾーンもつくりながら、将来的にはここは福祉文教だよとかという形でやるのかなと思って、そういう形で見させていただいたら、これ8割はふれあいセンターの改修するためのランドデザインなのですよね。これだけ大きな土地が寄附されたにもかかわらず、この市街地のランドデザインの計画の中には全く一言も出てきてないという、あの土地は寄附をただけで、何も活用する考え方がないのかどうか。寄附を受ける時にそういう議論は大まかでもなかったのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

今お話があったとおり、昨年度策定した平取町本町市街地グランドデザインの計画策定中では、具体的に寄附採納があったこの土地については、具体的な落とし込みがされていないというところなのですけれども、それについては先ほど全体の面積を聞かれましたけれども、7000平米以上ある面積なのですけれども、今現在この土地の中で賃貸借契約が12件ございまして、契約の面積については4077平米ということで、全体の6割弱あるような状況で、またそれらの方々が点在していらっしゃるという状況があります。そういった状況があるので、私がこの協議に加わった令和元年の協議状況においても、なかなかすぐに計画が落とし込めるような状況にないということでこういうふうに結論づけて、この今は喫緊の課題として、この土地の利用について、例えば賃貸借の契約の基準がばらばらだったりとか、そういったことがあったのでその辺の整理をして、まずは利用者の方が寄附受けた後も安心して住めるような状況の整備というのを優先していたと思います。今般の計画においてもご指摘のとおり、今回の計画ふれあいセンターの統合を含めた役場庁舎の建設が中心となったグランドデザインの計画になったというところはありませんけれども、こちらについてもここを核としていかなければ、なかなかほかの土地利用も決まっていけないということもあるので、そういった流れになったということをご理解いただければというふうに思います。

議長

9番高山議員。

9番
高山議員

この敷地7000のうち、そういうものがあるということは、いろんな土地の貸借関係だとかいろんな家賃の関係だとかあるということについては十分理解しています。そういうものを除いたほかでも、まだ相当結構な一団の土地がここにあるという状況の中で、グランドデザインには入らなかったのですけれども、やはり使う必要がないのなら寄附を受けないほうがいいのではないですか。実際のところそれは誰が得をするといったら、寄附を受ける町も有効に活用できるから寄附を受けるのであって、使わない土地だから寄附したいと言われて寄附採納委員会、後でサテライトオフィスのところでも出していきたいですけれども、そういう形の中で大きい土地だから町にくれるって、議会も最初はそれは要らないのではないのという話は確かにあったはずですが、だけれども、どういう経過で先ほど町長が言ったからそれは重複しませんが、計画に何も利用がないのであれば、寄附を受けないほうがいいのではないかと思うのだけれども、その辺についてはどう思いますか。

議長

まちづくり課長。

まちづくり課長

取りあえず喫緊の計画として、グランドデザイン計画には計画がされていないという状況にはなっております。ということなのですけれども、一応グランド

デザイン計画の中でも、今後の見直しについての規定もございますし、市街地の状況については道道沿線も空洞化が進んでいると。こちらとあわせて当然、当該の土地の利用については今後考えていかなければならない課題としては捉えておりますけれども、今回のグランドデザインの計画については反映されていないということで、また必ずしも寄附採納の話が、町が計画している土地に対して寄附採納のお話があるとも限らないと思いますので、またその寄附採納のタイミングと計画策定のタイミングというのは、必ずしも一致しない部分もあるかとは思うのですけれども、いずれにしても今、長期的にはこの土地利用が今は賃貸借中心ということで、町に対しての70万以上の歳入もあるということで、当面は具体的な計画を落とし込んでいないのですけれども、当然、将来において、ここについて市街地の再整備の計画は必要になってくるものと考えておりますので、しかるべきタイミングでまた計画を策定して、議会にお諮りしていくという流れになろうかというふうに考えております。以上です。

議長

9番高山議員。

9番
高山議員

将来投資というか、将来の計画の中で入れていくということも確かに寄附受ける時には、中身が決まっていないということも確かにあり得ると思うのです。さっきの1番目の問題も含めて、本当に福祉で必要だから買ってくれなんていう話だったのかどうか、その形は別にしてもやはり当面使うところがなければ、寄附は受けないほうがいい。町の人々の噂でも、やはり相続に困ったら基本的には町に寄附をすればいいんだということが、そういうことなのと僕のところにもやはり言う人もいますのです、正直。だから、誤解がされないように町はこういう計画でこの土地を町の方向として、そういう方向で持っていく予定だということは説明するのですけれども、やはり納得いかないという人も中にはいるのです。ですから、なるべく寄附受ける時も、この次の問題もそうですけれども、きちんと目的を持った形の中で一定程度方向性だけは、ただくれるから貰うということではあまりにも大きな土地なので、やはりそれはきちんと計画の中に入れて、今後詰めていく必要があるのではないかというふうに私は思っています。時間もないので、3番目なのですけれども、先般、総務常任委員会で二風谷の51の14ということで、マンロー先生のマンロー館のところの奥に貝澤与一さんの土地について寄附を受けたいということで説明がありました。土地については6000平米ちょっとくらいで、建物についても僕も何回も家にお邪魔してはいましたけれども、ちょっと変わったつくりの建物ということで、それを寄附を受けるということになっているのですけれども、町ではサテライトオフィスの開設のためにということでは言っているのですけれども、この間の総務の説明ではリノベーション、家のリノベーションに500万、そして企業誘致のために100万ということで、側に、何回か僕もこの間も行って来たのですけれども、この写真でいくとD型ハウスだとか、ごみだとか、それか

らうっそうと木が生えているとかということで、これ航空写真、意外と昔の航空写真だからきれいに見えますけれども、意外とその樹木だとか池だとかあるのですけれども、この間の説明を見ると、8月31日にそのリノベーションで町内業者への現地説明会を開催するということ saying、多分見積りが上がってきたのだと思うのだけれども、どれぐらいで側も含めて、どれぐらいでできるのか、上がってきた数字があれば、お知らせいただければと思うのですけれども。

議長 まちづくり課長。

まちづくり課長 今お話があったとおり、総務文教常任委員会で報告したとおり、町内業者への説明会、今申し上げていただいたとおり、ちょっと土地のほうが煩雑でなかなか片づけも含めたお願いということで現地説明会を開かせていただいて、結果として見積りのほうは業者から出てきておりまして、一応予算内に収まるというような形で見積もっていただいている状況でございます。

議長 9番高山議員。

9番高山議員 これは建物も含めて、土地も含めて相当大きな面積なのですけれども、そういった意味では、寄附を受ける物件については、町の平取町寄附採納事務取扱規程の中で、それぞれ副委員長がその中心というか座長になって、所管は寄附ですから、建物と土地なので指定なしで総務課がということなのですけれども、実際的にその寄附採納委員会の中で確定したのではないかと思うのですけれども、ちょっと不自然なのは、この間いただいた資料の2で、サテライトオフィスの開設支援事業の中で、その1の③に改修を行う既存家屋というところで、令和3年度に所有者から寄附の申出があり、寄附採納委員会において決定したと書いてあるのですけれども、今まで寄附あるのは知っているのです、寄附採納規定があるのは知っているのですけれども、今までこんなこと書いたことがないということは、いや、書いてないからいいのですけれども、ということは、当然これは会議録として、総務課長、残してあるということで、後ほど閲覧できるといふことの方え方でよろしいですか。

議長 総務課長。

総務課長 会議録という形では残しておりませんので、会議の結果ということで残しておりますので、それは情報公開の請求をいただければ、それは出すことは可能だと思います。

議長 9番高山議員。

9 番
高山議員

平取町寄附採納事務取扱規程の中では、第10条の11項でしたか、11項によると、維持管理経費など著しい町の財政的な負担とならないものということを書いてあるのですけれども、これ六反の今回500万の中でリノベーションもできる、側もできるということなのですけれども、六反の土地もしくはそこに排水施設があって下がっていったら池がありますね。で、池も結構深いのですけれども、開発の道路側は国と協議した中できちんとしているけれども、こちらから入っていく道路については、また違う柵だとかしないと大変危険かと思うのですけれども、その中で、この一時的にとは言いながらも、将来その財政負担というか、あそこ六反も今後きれいにしておくということの中で、採納委員会の中ではこの辺の取扱いはそんなにかからないだろうとか、例えば地元の業者でなくて、使う業者がやるだとかということの話になったのかどうか。その辺のその採納委員会、会議録残してないということだけれども、許可をするかどうかの話だけだったら、この書類だけでできるので、やはりこういうものは会議録きちんと残さないはずいかと思うのですけれども、その辺のこの10条第11項に基づく内容については、大したことはない、もしくはサテライトオフィスを使う業者がやればよいという、その辺の考え方はどうなのか一点お聞かせ願います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

こちらの私も寄附採納委員会のメンバーなのですけれども、令和3年12月17日に議題になっていたかというふうに考えます。そのときに当然、総合計画のほうでは、既存家屋のリノベーション事業というのは上げさせていただいて、こちらについては、空き家が多く出の中でリノベーションして活用できる空き家が出てきて、有効利用できる場合にリノベーションしようということで、500万予算をとっていたというものですけれども、この時には特にこの場所を使うとか、そういうことは決まっておらず、その空き家の出てきた状況によってということを考えていたというのは、常任委員会でも説明したとおりかというふうに思います。その中で、こちらの土地については協議の経過としては、自分の記憶で行くと、今おっしゃっていた水道施設が奥にあって、私有地を通らないとそちらの施設に行けない状況があったりとか、建物はまだ程度がよくてまだ十分に活用の余地があるとか、あともう一つ、近くにマンロー邸があるということで、そういった意味でもここが無計画に荒廃していくよりは、町のもとで管理されたほうがいいのではないかということで、寄附採納の条件として町が管理していくことが適正で、そのあと家屋等の活用の可能性もあるということで、最終的に寄附採納を受けるといふようになったというふうに記憶しております。

議長

9番高山議員。

9 番
高山議員

ちょっと申し訳ないけれど、サテライトオフィスで使う業者が決まって、あの敷地六反は最終的に次年度以降はどこで、もう一回申し訳ないですけど、どういふうに管理をしていくということなのか、もう一度すみませんが教えていただきたい。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

ある程度広大な土地になりますし、サテライトオフィスに入る業者の規模等もまだ未定ですので、何とも言えないのですけれども、まずある程度町のほうで予算化をして、敷地については管理する必要があると思います。そこにサテライトオフィスの利用料などを充当しながら、運営をしてくような形になるというふうな想定をしています。以上です。

議長

休憩いたします。続きは13時、1時から再開いたします。

(休 憩 午前11時58分)

(再 開 午前12時58分)

議長

それでは少し早いのですけれども、全員お揃いになりましたので再開したいと思います。午後から少し気温上がってきましたので、上着脱ぎたい方はどうぞ議場で上着脱いで結構です。

それでは、高山議員の一般質問の続きを行います。9番高山委員。

9 番
高山議員

午前に引き続きまして、サテライトオフィスの51の14の寄附地の活用についてということで、聞いた限りの中では、予算の範囲の中でできる。相当大きな土地についても、次年度以降、管理の費用を上げながら、利用者から貰うような話もありましたけれども、こうやって見てみると、やはりいろんな形で寄附だとか購入だとかというのがあります。私であれば、サテライトオフィスについても、先ほど議論させていただきました町の市街地の福地医院の跡の建物をサテライトオフィスにするということであれば、なかなか福祉でもすぐ使えるような内容でも、見たところそういう判断もしますので、そういうサテライトオフィスも町の中の購入した物件について対応すると大きな金額もかからないで、万が一、例えばサテライトオフィスに企業誘致するのであっても、もちろん、ああいうマンローさんの後の自然の環境の中でということも、やはり企業誘致すれば来る場合もあるのですけれども、万が一来ないで、リスクがそれだけ大きく投資した中で、来たけれど1回で終わりだとかそういうことにならないように、市街地の真ん中の福地医院跡地の利用も考えられると思うけれども、そのような考え方も選択肢の一つにしてほしいと思っています。

それと先ほど私が質問した時に、寄附や購入について担当課長は目的がなく

も買う可能性あるということを使ったけれども、寄附はいいけれども、購入する時に何の目的もない理由もない中で、それを買ったというのは無駄遣いというのです。だから、目的も利用の計画もないのに将来投資のために買って置くというのは、やはりちょっと考えたほうがいいのかというのが、もう一つです。だから、地域もそうですけれども、私のところには先ほども言いましたように、寄附をしたり町に買ってもらったりすると、かなり大きな面積だとか建物であっても税の優遇ができるだとか、そういうことの住民感情も聞き及んでいるので、やはりそういったことについては、町としても不公平感が残るような対応では、やはり今後問題起きると思いますので、そういった中では寄附の購入も含めて慎重にさせていただければどうかというふうに思っていますので、それについてもう一回答弁をお願いしたいと思います。

議長

まちづくり課長。

まちづくり
課長

ご指摘のとおり目的なく町有地を購入するというの、自身もない話かと思えます。実際に先ほどお話があったその税の優遇措置にしても、その収用法適用するとなると、明確に町の計画でこのような土地利用するというものがないと収容の対象にならないという認識ですので、特に購入の場合は、慎重に計画、その町有地の有効な活用について十分に議論をして購入すべきかと考えます。市街地の部分をサテライトオフィスという検討も出来なかったのかということなのですが、ちょっとすみません、タイミングが違ったことと空き家の活用ということで建物のリノベーションの予算を取っていたというのがあって、なかなかそちらへの購入した建物に対して、そういったリノベーションというふうにはちょっと切替えが出来なかった部分もあると思うので、その有効な利用という面ではなるべく適地を探りながら、適正な場所でその事業が行われるように検討は深めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長

9番高山議員。

9番
高山議員

それでは2点目について、それぞれ質問をしていきたいと思えます。このたび行政改革の中で観光協会と行政といいますか、観光商工課との連携ということなのですが、合併ではなくて分離したということなのですが、観光協会と行政との違いはどのように考えているのか、その辺をまず一点伺いたいと思えます。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

観光協会がこの春法人化となり、観光商工課の中にあつた観光協会が独立した形となっております。役割分担についても、以前の常任委員会でご説明いたし

ましたが、イベント等につきましては町に残る形になります。これは収益に直接つながりにくいものについては町が担当、そしてこの法人化によりまして収益を得る必要が出てきますので、収益につながる事業については観光協会が担うということで、令和元年度からのワーキング会議3回、準備会5回の会議を経てそのような決定になってございます。ただ、法人化として団体として別になりましたが、イベント等につきましては実行委員会形式をとっておりまして、観光協会とも協力しながら事業を進めていくということで、今年度でいきますとすずらん鑑賞会でもかなり観光協会のご協力により、何とか日程を無事終了することが出来たということでございます。以上です。

議長

9番高山議員。

9番
高山議員

そういった意味では、今まで観光商工課という形で、それぞれやっておりましたけれども、観光協会というのは、基本的にはやはり観光振興の実働部隊でないかというふうに思うのです。それは財源から比較しても、観光商工課は100%、それぞれ財源は町からの補助金だとかという形ですけれども、そういった意味では収益事業やったり、なんだりできるから、観光協会というのは、もうちょっと自由な発想で対応していけるのかなというふうに思っているのですけれども、この観光協会と行政の役割の分担の中で、今担当課長が言いましたけれども、大まかに整理をすると、インフラの整備や計画の策定などの基盤整備にあたる部分を行政が担当します。それをベースとして観光振興に係る具体的なソフト事業を行うのが観光協会であるということなのですけれども、この行政と役割の中で、今、課長もお話したように次のページには、いろいろと今は、赤字は次年度以降ということで、イベント関係については全部、観光協会ではなくて行政がやるということになっているのですけれども、こういう整理というのは、インフラの整備だったらそういうものについては、行政もやってもいいのですけれども、こういったものについてはやはり観光協会が所管ということで、対応してやるのが筋ではないかなというふうには思うのですけれども、なぜ、こういった事業のものだけを観光協会から外して、100%観光商工課が丸抱えでやるという、協力は勿論あるのでしょうかけれども、その辺の考え方をもう一度お聞かせをいただければと思います。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

先ほども申しましたが、収益に直接つながるところで、まずイベント運営をした場合、観光協会が主体となってイベント運営をした場合、その収益につながる事業の展開がなかなか難しいということもございますので、イベント事業については町が主体となり、観光協会がその協力体制というものの中で、実行委員会の中でこのイベントを進めていき、観光協会もその中での物販、あ

とまたこの主催事業のイベント以外にも、外に町外に出てくるイベントとかでの物販等に力を入れて町のPR、そして新商品開発等につなげていきたいと考えておりましたので、イベント事業につきましては町で担当するという協議の中で決定した次第でございます。

議長

9番高山議員。

9番
高山議員

イベントそのものについて、沙流川まつりなんか見ても、協議があるのかどうかというのはあるということなので別にあれですけども、やはり観光協会が出来たのであれば、観光協会が所管となって構成団体から、例えば今までのとおり町からは大きな支援をします、例えば建設協会です、商工会です、農協です、勿論、一般の方々の応援も出されて開催されることが望ましいというふうに私は思うのですけれども、今のイベントでいけば100%、職員も含めてですけれども100%町が丸抱えでというところでいくと、本当にそれでいいのかという、なぜ観光協会が人が少なくても所管で各それぞれの構成団体から、沙流川まつり実行委員会ですけれども、構成団体から人を出し合って大きな町のイベントにしていこうということが望ましいと思うのですけれども、なぜそうならないのか。イベントは町がやるから、100%町がやるから、観光協会は関わらなくていいとは言わないけれども、この辺の考え方をもう一度お聞かせいただければありがたいのですけれども。できれば理事者からお話を。

議長

町長。

町長

観光協会を法人化したという経緯でございますけれども、改めての答弁になるかもしれませんが、要するに今までの、ある意味観光協会というものが存在しましたけれども、行政の一つの中の部署というような捉えでしか、なかなかなかったというところもございまして、観光商工課の中に協会ありましたけれども、やはり現実には、最近ではコロナでなかなかイベントも出来ないという実態はありましたけれども、やはりこうイベントに終始して、なかなか本来の平取町の観光振興にとって、本当に有効な視察なり、そういうものを打っていけなかったという現実があったというふうに思っております、行革の一つの課題ではありましたけれども、やはりそこは法人化して民間にすることで、今までにない、要するに職員としても観光のプロパーみたいなものの育成にもなっていくというような可能性も含めて役所では出来ないところを法人に、ある意味収益に結びつくようなことがあっても、それは当然ですけれども、そういうことをやることによって、ひいては平取町全体の観光振興に結びついていくとそういう考え方で、今回法人化させていただいたというところがございますので、全く観光協会イベントに関わらないということはひとつもなく、ずらずらんにしても、沙流川まつりにしても、当然観光協会で力をいただいて協力し

合ってやっていくという姿勢は変わりませんので、若干どこが主体というようなことでのやり方が、町主体というようなことになってしまいますけれども、現実として変わらないような実態があるというふうに踏んでいますので、まずはこれから今までのイベントの在り方も含めてどうあるべきかという検討も、観光協会を含めた各種団体のいろんな意向聞きながら展開すべきというようなどころがありますので、ぜひご理解をいただければと思っています。

議長

9 番高山議員。

9 番
高山議員

いろんな運営の状況だとか、そういうことをお聞きしたいのですけれども、観光協会の事務局長ではないので、なかなかお聞きしづらいのですけれども、ただ、この分けた行政との役割というところの中で、最後に書いてありますけれども、観光協会が観光拠点、これ事務所の整備を重要課題としているということで、町内どこでも来て自由にそういった観光のことだとかということに対応できるのではないかとということで、重要課題はその事務所をつくるということなのですけれども、今法人化したということで、町の観光商工課を見た時に、どこが観光協会、誰がトップで、全く座り方すらひとつとっても法人化された意味がない。例えば、パーティーで仕切りとは言わないまでも、やはりそういう意味では、入ったら課長が座っていて、左に主幹がいて、観光協会の局長はどこかわからないという、やはりそういうことでは観光協会にも補助金は出しているのでしょうかけれども、やはりここにも重要だと書いてあるけれども、やはりきちんとワンストップ窓口になるようないろんな方々が業者の方も含めて、やはり事務所を独立して、そこには農協の人も来たり、打合せをしたり、例えば商工会来たり、建設協会来たり、勿論イベントをやる時は町もということになるのですけれども、これで内容で見ると、観光協会の職員が少ないから、それに時間が取られるから、イベントは全部町でやってくれという形にしかとれないのですけれども、その辺の重要拠点、重要課題である事務所の、ここにもはっきり書いてありますよね、今後事務所移転を検討し、観光拠点を整備する。その辺の事務所の関係はどのように考えているのか。

議長

観光商工課長。

観光商工
課長

法人化1年目の今年度は、確におっしゃるとおり観光商工課の事務室の中に席がございます。ただ、こちらでも先ほどお話があったとおり、まず観光拠点の整備ということで、次年度以降には新たに事務所を設けるように、現在、町と協会のほうで調整中でございます。平取町は観光案内所がない町ですので、土・日、祝日にも対応できる場所、人員などを考慮して、観光客への対応や町の活性化につながる体制、組織構築のために町と観光協会と協力して進めたいと考えておりますので、何とか来年度には拠点となる場所を設けて、そ

ういう観光案内等も行う予定としておりますが、ちょっと只今まだ調整中となっております。

議長

9 番高山議員。

9 番
高山議員

観光協会の内容について担当の課長から答弁していただくというのも大変恐縮なのですけれども、資料2の行政と観光協会との役割というのは、誰かつくったのでしょうか、そういった中にも今言われたような内容のことが、今だったら公用車だろうが何だろうが全部一緒なのです。職員も課長なんだか観光協会なんだかよくわからないという形の中で、やはりそれもひとつ分けるといいかというふうに書いてあります。観光協会の中に最後に町内イベントに多くの時間が割かれと書いていますけれども、割かれるのは仕方ないです。観光協会がやる、所管であればです。だから、観光協会がやるから町もいろんなところが協力し合って一つのイベントを成功させる、実行委員会かもしれないけれども、そういう形でやるのが理想だと思うのです。今のままでいったら、何年たっても結局沙流川まつりだろうが、名前変わるかどうかは別にしても、何の祭りだろうが全部職員丸抱えでやっていくイベントが、地域に根差すイベントとして成長していくかというところは、やはりちょっと考えられないのではないかというふうに思うのですけれども、その辺については町理事者からの考え方をお聞きしたいと思うのですけれど。

議長

町長。

町長

イベントの在り方というようなところに、今後検討の余地があるかというふうに思っております、沙流川まつりといいますか、もう30回以上ですか、やっているところでございまして、現実として実行委員会という形式をとっていただきますけれども、役場の職員総出で行ってきたという現状もございまして、やはりその辺本当に地域に根差して、来る方も本当に楽しんでいただけるイベントにしたいという方向性を持って進めるというのは、本当に重要なところなのですけれども、なかなかそういう形もまだまだ課題というのは多いかというようなところでございまして、観光のひとつのやり方としてのイベントというのはあるのですけれども、もっともっと本来的な本当に観光で食っていけるような、飯食っていけるような産業としての根付き方がやはり平取町に必要なのではないかと。それはイベントだけやっていればいいものではないというふうに私は思っております、実際、今いろんなアイヌ文化に焦点を置いたアドベンチャーツーリズムですとか、コミュニティベースのツーリズムですとか、いろんな旅行の形というか、観光の形が変わってきているというようなところを、やはり平取町としてもしっかりそういった分野で取り組むべき時期に来ているのではないかというふうに思っているわけなんです。それをやはり観光協会が担うと。

主体的にです。まだ始まって半年も経ってないというような組織ですので、今まで役所といっしょだったというところもあるので、なかなか考え方の切替えがうまくいかないところありますけれども、今後、ぜひそういった方向に向けて観光協会が動いてくれるということを町としても大きく期待するという意味で、法人という自由度の高い組織になったということで、そういうために町としてもいろんな支援をしていくという姿勢は変わりませんけれども、もっともっと多様な意味での観光というものを掘り起こしていかなければならないかというふうに思っています、そのための法人化であるというふうに私は捉えています。ぜひご理解をお願いしたいと思います。

議長

9 番高山議員。

9 番
高山議員

そういった意味では、観光協会は法人化して独立したということになりますので、やはり行政の役割の中でもこう書いてありますけれども、町も長期的な観光振興計画をやはりつくったほうがいいかと思うのです。それに基づいて、例えば、実働部隊である観光協会も中期的には、例えば5か年計画をつくるだとか、やはり一定程度そういう計画のもとに町の観光振興をやっていくことが適当でないかというふうに思うのですけれども、いずれにしても、今までずっと何かやると言ったら、職員丸抱えでイベントを実行していたということも、そろそろそういうものではなくて、一般の人も祭り好きの人も商工会も農協も建設協会からも、みんなが協力してできるようなイベントの在り方というのは変わってきているのかなとは思いますが、最終的に言いたいのは、沙流川まつりの実行委員会の中で打合せだとかそういうものには観光協会入っていない。だから、そういうふうなことでは困るので、やはり僕が言いたいのは、観光協会と観光課とやはりきちんと連携とって今後進めていく、いいところがきちんと離れるものは離れて、例えば僕は先ほどから何回も言うように、福地医院の跡地の建物を観光協会の事務所にしたっていいのではないかと、そういうような考え方もあるのですけれども、それは福祉で使うということになるので、とにかく当面、法人化したのであれば、きちんと物事分けて連携してやっていけるような観光協会と観光の行政との関わりをお願いしたいと思っています。

議長

町長。

町長

今日、いろいろ高山議員から質疑なり、ご提言いただいたというふうに思っておりますので、本当に今後、観光協会も本来の本領が発揮できるような環境づくりに向けて、町としてもいろんな分野で支援をしていきたいというふうに思っていますし、当然大きく双方がいろんないい関係を持って、当町の観光振興に向けて計画作り等も含めていろいろ取り組んでまいりたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

議長

よろしいですか。高山議員の質問は終了いたします。

続きまして、10番松澤議員を指名します。10番松澤議員。

10番
松澤議員

先に通告しております、平取町の協働のまちづくりについて伺います。

今年3月の定例会において、除雪の取組みについて一般質問させていただきました。内容としましては、今年の冬、豪雪に見舞われたときに、除雪に関して町民が大変苦勞したことに關して、これからどのような対策をとっていったら良いのかを議論させていただきました。委託契約を締結するなら予算がないなど、難しいことの返答もいただきました。その中で、ほかの町の例をとって、自治会、建設組合、シルバーク、行政の除排雪担当者、社会福祉協議会などで除雪支援検討会議を開催しているということを示し上げました。課長のほうからは、社会福祉協議会で行われている助け合いネットワークの充実化の促進やその他支援の仕組みを検討していかなければならない、平取式の除排雪のルールを、今後関係機関と検討していくとの答弁でしたが、現在どこまで議論が進んでいるのか伺います。

議長

建設水道課長。

建設水道
課長

今年の3月の定例会におきまして、除雪の体制についてのご質問に対しまして、平取方式の除雪方式を検討する旨の回答を行っておりますけれども、そのあと先進自治体の事例等を参考にさせていただき、平取町における除雪対応案というものを建設水道課で作成させていただいております。その後、6月22日の課長会議において、除雪対応案について会議のほうに提示をさせていただき、7月末までの間に各課長、理事者からの意見の募集を行っております。その中で10件ほど意見をもらいましたことから、それについて整理修正を行っております。並行しまして日高管内の除雪等の対応状況についても、各町に確認をさせていただき、どこの町も当町と同じような状況で除雪対応については苦慮しているということが確認することが出来ました。ただ、日高町日高地区においては、登録制による除雪が困難なひとり暮らしの高齢者世帯に対し、身体的負担を軽減し、自立した生活維持ができるようにとの目的で、有償による除雪サービス事業を行っているということも情報として得ることが出来ました。それらの内容を踏まえまして、対応案の修正を行ったものを先日なのですが、9月15日に検討チーム会議ということで関係課長と副町長によりまして会議を開催しております。その中で協議を行いましたけれども、3月にお答えさせていただき行政での対応の限界というのが、やはり同じ意見として出されまして、それを解決できるような仕組みについて知恵を出し合っていきたいと思っておりますけれども、今後の課題としましては、3月にもお答えさせていただいておりますけれども、現状の社会福祉協議会にある制度、地域の声かけや訪問、除雪、食事会開催等、これは自治会等が主体となってやる事業

でございますけれども、ふれあいネットワーク事業の拡充化を図ってもらうために社会福祉協議会に働きかけながら、また各自治会への再周知等を行っていくようなことを取り組みながら進めていってはどうかという中間地点の意見が出ております。今後対応については、さらに協議を行いまして、町としての形づくりを進めていければと考えております。以上でございます。

議長

10番松澤議員。

10番
松澤議員

協議していただいたということで、進んでいることはわかりました。まず、行政としての、今の答弁では行政としての集まりといいますか、その中での会議をしていただいたということですが、このことでその後、社会福祉協議会とか自治会などを含めた協議へと進めていってほしいと思っておりますのでよろしくをお願いします。次に、28年9月に災害時の町民との連携ということで、町内のボランティア団体に登録していない方もお手伝いできる仕組みをとということと、30年の3月の一般質問の中でも後方支援の質問させていただいたのですが、その後方支援の項目の中にボランティアの斡旋調整ということもあるということでした、必要性を再度申し上げました。また30年の12月にも、9月に起きた胆振東部地震を受けまして、災害時における住民ボランティアの仕組みづくりの質問をしてきました。自然に起こる災害というのは当然予測出来ませんし、そのことから起こる前に整備していくべきだとは思っております。その都度、必要性を理解していただき検討していくとの答弁をいただいておりますが、このことについても、現在どこまで議論や取り組みが進んでいるのか伺います。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

平成7年12月に災害対策基本法が改正されまして、国や地方公共団体については、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割が重要ということで、その自主性を尊重してボランティアとの連携に努めなければならないというふうに法律にも規定をされております。この規定を受けて平取町の地域防災計画においても、災害ボランティアの活用について規定がありまして、その概要につきましても、ボランティアの活動範囲受入れ支援体制については、災害対策本部の保健福祉対策、社会福祉協議会が協力してこの任務に当たるというふうに規定をしております。過去のご質問にあります地元有志のボランティアの受入れについては、有事の際、社会福祉協議会が運営主体となって設置される災害ボランティア対策本部が担う体制が計画で謳われていますので、基本的にはこの規定に従い実施をしていくことになるというふうに考えております。地元有志の方に向けた具体的な運用の方策についての検討状況なのですが、現在362名の方に登録をいただいている緊急防災メールでの安否確

認の結果、有事の際に安全が確認された方に対して、必要なボランティアについて再度メールを活用して連絡をさせていただくことを検討しているところです。メール登録をしてない方にも協力を呼びかけていただくよう、併せて依頼することを検討しております。結果は協力いただける方に対し集合場所や時間をお知らせして、災害ボランティア対策本部の指揮により、ボランティア活動に当たっていただきたいというふうに考えております。お手伝いいただく内容としましては、災害情報、安否情報、生活情報の収集伝達、炊き出し、その他災害救助活動、高齢者障害者等の介助、看護補助、清掃及び防疫等々が防災計画で規定されていますが、地域の方に集まっていたらなので炊き出しですとか、話し相手ですとか、そういったことを中心に地域の方の顔が見えるような状況のほうがいいようなボランティアに振り分けて、社協のほうで地域の方のお手伝いもいただくような方策を考えていければというふうに考えております。地元住民の皆さんということで、2次災害等にも自助として備えていただく必要もあると思いますので、くれぐれもその辺は無理のない範囲でボランティア活動を絞り込んでお願いをしたいというふうに考えております。ボランティアをお願いする時期としましては、外部ボランティアの方々の受入れまで災害後およそ1週間、2週間期間が必要となると考えますので、そういったそこまでの期間とか、その後ボランティア各班の体制が整って、社協の指示のもと動けるようになった際には、その指揮系統に従って活動していただくようお願いができればというふうに考えているところでございます。雑駁ですけども、以上でございます。

議長

10番松澤議員。

10番
松澤議員

お話を聞きましたら、結構細かく進めていられるような感じの答弁だったのですが、もし万が一、今本当に災害が起きて、地震が起きてという場合は、今おっしゃっていただいたことが確実に行動に移せるようなことになっているということでしょうか。

議長

まちづくり課長。

まちづく
り課長

まずは、緊急防災ベルが十分に動くような状態であれば、初動から今のような流れで進められるかと思えます。まず住民の方に広く安否確認をして、そのあと1週間ぐらいたって、災害規模が大きくて地域住民の方のボランティアもいただきたいという場合には、またその安否確認とれている方にメールで周知して、今申し上げた流れでというふうにいけるかというふうに検討はしているところでございます。

議長

10番松澤議員。

10番
松澤議員

防災なんかかんとかっという携帯から来るやつですけども、それというのは結構若い方といますか、そういう方が多いと思うので、私、前にも言いましたけれども、今ちょっと1週間後にはそれができる感じのお話ではあったんですけども、例えば地区的にこの地区はひどいけど、この地区はひどくないということがあった場合、町内の中でもひどくない場所の人は、行ける人がいるというものがあれば、そういうことも拾い上げていけるような組織も考えていただきたいと思います。

次に、協働のまちづくりとは、暮らしやすさ、地域の活性化、地域課題の解決を目指し、市民と行政が役割を分担して、互いに連携協力し合いながら、それぞれの地域の歴史や文化、自然などの特性や地域資源を生かした活動などに取り組むこととなっております。平取町は常に協働のまちづくりというのを唱えておりますけれども、今ひとつ町民からも行政からも、それに特化した町という感じといますか、その思いがあまり伝わってこないと思っております。先ほど答弁いただきました除雪にしても、行政の手の届かない部分を町民の支援によって解決することが必要ですし、災害時の各ボランティア活動にしても、行政の指揮のもと一丸となって乗り越える体制を整えるべきだと思います。でも先ほどの答弁では、それがなかなか進んでいるということでちょっと安心したところであります。また各行事などの参加にしても、協働のまちづくりの意識がちょっと薄いように私は感じております。すずらん群生地に関する調査結果とか、文化的景観に関するもののなかにも住民の協力が必要という文言が必ず入ってきています。何事にも町民に理解してもらうことから始まりますが、関わることで逆に理解してもらえるというものだと思っております。町政執行方針の中の協働に関する部分では、平取町自治基本条例の趣旨に即し、町民への十分な情報共有と積極的な住民参加による町政を運営してまいりますとありますし、今後も町民のアイデアを結集し、将来のまちづくりを検討できる仕組みの構築に向けて検討を続けてまいりますとあります。それで最後のほうに、急速な人口減少や高齢化により地域の自治会、町内会活動が維持出来ない状況が懸念されています。各地域での組織の在り方や再編なども視野にコミュニティの維持継続に向け、自治振興会や関係団体と議論、協議し、方向性や具体的方策を探ってまいりますとあります。ボランティアに限らずいろんな協働の形も考えていかなければならないということだと思っております。人口減少が進む一方、高齢化率はますます高くなる現状は回避出来ないことから、改めて町全体の課題を洗い出し、積極的に住民に参加してもらえるよう、平取町に合った協働のまちづくりの仕組みの構築について検討すべきと考えますが、どうでしょうか伺います。

議長

町長。

町長

協働のまちづくりの再構築を検討してはというような内容だったというふうに

思いますけれども、今質問にもあったとおり、平取町自治基本条例第3章、町民参加と協働という内容のものでございまして、ご存じのとおり基本条例の原則条項として、情報共有と住民参加というものが規定されているということでございます。相互理解のもと、共通の目的を持って、それぞれの役割を担いながら協働を推進しますと第15条の条文もございまして、当然それに向かってそれぞれ役割を担い合いながら対等な形で協働に努めていくということを基本にするというようなことになってございます。それで、そこにもあったとおり、協働といった意味において、それは様々な形が存在するのではないかというふうに思っております。原則条項の住民参加という視点で協働ということで見れば、町の事業に対して、ご自分の自身の考えでいろんな意見をいただくとか、それからアンケート調査にご協力いただくとか、様々な機会にそういった意思を表明していただくというような、これもまさに協働のひとつの在り方なのではないかと思っておりますし、それからさらに各種各分野の協議会ですとか検討会に参加いただいて、議論も含めて実践も含めて参加していただくというの、ひとつの形であると思っております。その辺を意識して、令和3年度から以前は1%町づくりというようなことでやらせていただきましたけれども、実際、町民自ら企画して実践したということとをさらに支援しようというようなことも制度として立ち上げて、それから逆に行政がこういう課題を持っているから一緒に考えて、一緒に実施していこうというような、そういった種類の制度もつくっていると。高校生そういう若い方々の住民参加も促すような仕組みを制度化しているというようなこともあって、こういうことも含めてもちろん個人の主体的なボランティアも含めて、これは広い意味での住民参加、協働ではないかというふうに思っております。ご質問のとおり人口減少、それから少子化、高齢化という現実的な現実が、またコロナ禍というようなこともあって、なかなか今まで実施されてきたコミュニティ活動ですとか、文化活動が継続出来ない、されないというような状況になっているというようなことでございまして、今一度、町と町民がこういうような様々の取組みについて、改めて議論する場が必要になってきているのではないかというふうに感じております。例えば私どもで、こういう分野を住民の方にお願ひしたいというものがあっても、なかなか本当に十分な対応いただける、こちらが思っているような対応をいただけるかどうかという検証も十分必要だと思っておりますので、以前から協働のまちづくりというようなことを、私の公約もそうですし、基本条例の中でも謳っておりますけれども、徐々にやはりいろんな状況の変化の中で協働の在り方も変わらざるを得ないかというところもありますので、ただ、そういったものをやめるということではなくて、今後いろんな意味で、例えばさっきのメールなんかもそうですし、こういったデジタル技術方法を使っての住民参加ですとか、それから町民といった枠に囚われないような町外の方の力を借りるとするのは、そういった協働の仕方もあるのかなというふうに思っております。今後、ちょっと言い訳がましくなりますけれども、コロナで何となく全てが停滞した

というような感もありますので、ここで改めてこういったボランティアなり協働の在り方について検討をさせていただきたいというふうに思っているところです。

議長

10番松澤議員。

10番
松澤議員

町長のおっしゃっていることはよくわかっております。それで先ほど言っていましたように、アンケートとか意見を聞きたい場面とか、そういう皆さんに意見を聞きたい場所を、場所と言いますか、そういう会議を開催していることもありますし、いろんな町民の方に来ていただいてということがいろいろありますけれども、それも協働のまちづくりの一環としての町と町民とのコミュニケーションの場でもあると思うのですけれども、なかなかその場所に来ていただいている数が、私はなるべく行けるとしたら行ってますけれども、少ないとは思っているのです。アンケートにしても皆さんが、全てが返して下さっているという形でもないと思うのです。それでよく行政のほうからは、まちだよりに載せておりますということで周知しているということは、私しつこいようですけれどもいつも言うのですけれども、そういう形でお話あるのですけれども、実際の話は見忘れちゃったというのが多くて、ですからそういうふうに人が少ないと思ったとき、もうひと手間声かけというのをちょっとやっていったほうが、もう少し人も集まったりとか、参加してくれたりとか、意見をいただいたりということがあるのではないかと思うのです。そういうものもちょっと頭に入れながら、なるべく一人でも多くの人に参加してもらうにはどうしたらいいかとかいうことを、もうひとつ考えていっていただきたいというふうに、いつも思っております。そういうことで次ですけれども、様々なボランティアや町民との連携会議などを行っていると思えますけれども、ボランティアは自らの意思で人や社会貢献することですが、今の世の中、心の中でそれを思っても手伝いましょうかということと、助けてくださいということが、昔と違って言えないような感じになっています。特に職場とか組織の中には、お互いに敬遠してしまう傾向があります。福祉のボランティア活動に関して言いますと、保健福祉課と社会福祉協議会が連携をとって活動しております介護支援ボランティアというのがありまして、それは社会福祉協議会が行っているのですが、ボランティアポイントが付与されるため、登録制となっております。でも、ボランティアポイントが付与されますけれども、やっている人たちはそのポイント欲しくてやっているわけではないという意識の人が多いです。でも、そういう仕組みというかそういうものがあるので、社会福祉協議会からこういうのがありますという連絡を受けて行ける人は行きますということで成り立っている仕組みだと私は思っております。ポイントがいただけるものですから、研修を受けるという条件がありまして、その登録された方達のみが活動できる仕組みとなっております。社会福祉協議会が双方の調整をすることとしてうまく回って

いるのだと私は思っております。教育委員会の要請でコロナ禍の中、少しの間でしたけれども、生徒の検温のボランティアをしたこともあります。それはもう本当進歩だなと私は思っております、少しずつ必要なところにボランティアの輪が広がっているのではないかなということも、最近思っております。声をかけてもらえればやれることはやりますよという人がいるように思います。仕事となると、なかなか人探ししても全然いないのですけれども、何人かいて行ける人が行ける時に行ってくださいという仕組みは割と無理なくやれています。社会福祉協議会の事業で、そうやってうまく回っているというボランティア活動もあります。それで子育て世代から高齢者まで、様々な手助けが必要な場があると思います。先ほど、中川議員から地域福祉計画についての質問がありましたけれども、その社会福祉法の第2節地域福祉計画174項に、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項というのがあります。地域福祉にとって住民参加が不可欠ということだと思っております。なので、聞いていて思ったのですけれども、地域福祉計画も視野に入れて考えていくべきなのかもしれないと思っております。現在、福祉に関する支援活動は地域の福祉活動の拠点としての役割を担う社会福祉協議会が、その仕組みづくりのために様々なネットワークを持ち得ているため、平取町にとっては大変重要な機関となっております。先ほどから社会福祉協議会という名前が何度も出てきていますけれども、社会福祉協議会の本来の活動としてその機能を活用する、してもらおうということは、別な組織になりますけれども、そういうことが出来ないのか伺っておきたいと思っております。

議長

町長。

町長

今ボランティアに参加する時のきっかけづくりというのが重要だというお話いただきまして、先ほどの答弁にも重なりますけれども、改めてそういったきっかけづくり等の制度化と申しますか、そういうところ含めてぜひ検討させていただきたいというふうに思っております。地域の福祉活動の拠点としての役割を担っていただいている社会福祉協議会、持ちうる様々なネットワークがあるというふうに認識しております、この辺のネットワークの活用はやはり協働にとっても、協働なるボランティア活動にとっても、非常に大きな力になるというようなことは認識をしているというところがございます、それを十分にさらに活用をしていくというようところが、今後のひとつの課題というふうなところがございます、その辺の計画に従ってのいろんな見方というのは非常に重要なところだと思っておりますので、先ほどの地域福祉計画もしくは本当にボランティアに特化して、そういった計画なんかも付随するようなものをつくっていくのもひとつの手かなというふうに思っております。そういった仕組みづくりを社会福祉協議会に担っていただくというようなことも、非常に認めるところですけれども、なかなか社協としても、最近の福祉の分野の非常に多様化

といますか、多岐化しているところがありますので、なかなか十分な対応が難しくなっているところもあるのかという印象もありますので、社協としてのマンパワーの確保とか、各種事業への対応も含めた機能の活用について、町といろいろとまた議論しながら、その辺がうまく機能するような社協の組織づくり等にも町としても支援をさせていただきたいというふうに思っています。

議長

よろしいですか。以上で松澤議員の質問を終了いたします。

通告のありました議員からの質問は全て終了いたしましたので、日程第5、一般質問を終了いたします。

町民課長。どうぞ。

町民課長

申し訳ございません。中川議員からご質問いただきました管内の社会福祉、地域福祉計画の策定状況についてのご答弁をこの場をお借りしてさせていただきたいと思っております。管内では新冠町と様似町が作成しているということで、ご報告させていただきます。

議長

よろしいですか。どうぞ。

3番

中川議員

管内で2件の町がこれに関わっているということなので、是非3件目ということで平取町も計画のほうを進めていってもらいたいと思っておりますので、その点よろしく願いいたします。

議長

以上で一般質問を終了いたします。

続きまして日程第6、報告第3号、陳情審査の結果報告について。

日程第7、報告第4号、陳情審査の結果報告について。

日程第8、報告第5号、陳情審査の結果報告について。

以上3件を一括して議題といたします。

各常任委員会委員長から審査報告については、お手元の議案のとおりであります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(反対討論なしの声)

討論なしと認めます。日程第6、報告第3号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第6、報告第3号については報告どおり採択と決定しました。

日程第7、報告第4号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は

採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第7、報告第4号については、報告どおり採択と決定しました。

日程第8、報告第5号について採決を行います。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告どおり採択とすることに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって、日程第8、報告第5号については報告どおり、採択と決定しました。

日程第9、陳情第4号、道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直し、全ての子どもに豊かな学びを保障する高校教育を求める意見書の採択を求める陳情についてを議題とします。この取扱いについては、先に開催の議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員会委員長より報告願います。1番櫻井議員。

1番
櫻井議員

先に行われました議会運営委員会におきまして、その内容趣旨からいって、総務文教常任委員会に付託することで意見の一致を見ておりますので、議長よりお諮り願います。

議長

お諮りします。只今、議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、陳情第4号については、総務文教常任委員会に付託し、審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、陳情第4号については総務文教常任委員会に付託し、審査することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

休憩を挟みまして、14時20分から議事堂において議員全員協議会。終了後に、議員委員控室におきまして総務文教常任委員会を開催しますのでよろしくお願いたします。なお、この後休憩中に、この度、消防署で購入をいたしました心臓マッサージ機のデモ説明がありますので、ご参集いただきたいと思います。以上です。

議会事務
局長

心臓マッサージ機のデモ説明につきましては隣の会議室で行いますので、準備が出来ておりますので、よろしくお願いたします。

(閉会 午後2時00分)

